

中央会のしごと

中小企業団体中央会は、各都道府県に一つ設置された47の都道府県中央会と、中央に全国中央会とがあり、中小企業等協同組合法に基づき、中小企業組合の指導連絡機関として設立されている団体で組合等を会員として、国・県・市の助成金等により運営され、組合及び中小企業の健全な発展を図ることを目的としています。石川県中小企業団体中央会の主な事業は次のとおりです。

組合の設立

組合の設立相談に常時応じています。組合制度の説明、認可行政庁との連絡・調整、創立総会の運営など組合設立まで一貫したお手伝いをいたします。

組合の運営

組合運営上の問題（法律、会計、税務、事業運営、管理等）の相談に常時応じるとともに、直接組合を巡回して相談に応じています。また、組合が特別の問題を抱えその解決に専門的な知識を必要とする場合には、弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士等の専門家を派遣する「個別専門指導事業」を実施しています。

青年部の育成

組合の次代を担う青年部の結成・運営等の相談に常時応じています。

また、組合青年部が実施する研修会、研究会などに「青年部研究会補助金」を交付するとともに、青年部の連合組織である石川県中小企業青年中央会の活動を支援しています。

人材養成

中小企業の経営者、若手後継者、従業員、組合等の役職員を対象に組合管理者講習会、青年部講習会、各種研修会を実施しています。

官公需

中小企業の官公需受注の拡大を図るため、県内の官公庁より発注及び落札等の情報を収集し、組合への提供を行っています。

また、「官公需適格組合証明」申請の指導を行っています。

任意組織、共同出資会社等の設立・運営

任意組織、共同出資会社、公益法人等、組合以外の多角的連携組織を中央会の指導対象範囲に加え、その設立・運営の相談に応じています。

助成事業

組合等の運営の健全化並びに組合業界の振興発展を図るため、「活路開拓ビジョン調査事業」をはじめ各種の事業に対してその経費を助成しています。

融合化

優れた技術や知識を集約して「創造的事業活動促進法」に基づく新製品・新技術を研究開発し、需要開拓を目指す組合を支援する「融合化開発促進事業」、及び異業種グループの組織化や異業種組合等の研究開発事業をサポートする「融合化組合等集中指導事業」を実施しています。

労働

労働時間短縮、労働環境の改善など組合や組合員企業の労働に関する相談に常時応じています。

また、「労働力確保組合集中指導事業」などを通じて人材確保等の支援を図っています。

表彰、後援、建議・陳情

国や石川県への優良組合、組合功労者等の表彰申請に関し推薦を行うほか、必要に応じ政府、政党、地方自治体、その他関係方面に対し建議・陳情又は要望を行っています。

情報化

組合の情報ネットワーク構築に対しての企画調査やシステム設計に助成するほか、組合や組合員の情報化やマルチメディアに関する相談に専門家を派遣する事業を実施しています。

情報の提供

機関誌「中央会会報」及び「組合活性化情報」を定期的に発行し、中小企業や中小企業組合に関する各種の情報を提供しています。

調査、研究

毎年「中小企業労働事情実態調査」を実施しているほか、県内主要業界に情報連絡員、景況調査員を配置し、景気動向を調査しています。

また、組織化、組合運営、サービス、近代化、組合人材、業種別活性化等をテーマに「組合特定問題研究会」を実施しています。

P L 保険・各種共済制度の普及

P L（製造物責任）法の施行による損害賠償に備え、中央会独自の中小企業 P L 保険の加入を促進しています。また、生命保険会社とタイアップして個人年金や疾病保険等の団体加入を促進するほか、国の中小企業倒産防止共済制度、小規模企業共済制度の業務委託団体としてその普及拡大に努めています。

中央会情報 2001 No. 84

目 次

巻頭言

偶想 反省こそ革命への原点でもある..... 3

石川県中小企業団体中央会会長 安 田 隆 明

中小企業者の方々を対象とした補助金・助成金制度

1. 国・地方公共団体等の補助金・助成金制度	6
(1) 国の補助金・助成金	6
中部経済産業局	6
石川労働局	11
(2) 石川県の補助金・助成金	15
(3) 各市町村の補助金・助成金	23
金沢市	23
小松市	34
輪島市	35
加賀市	38
松任市	39
野々市町	41
宇ノ気町	46
志賀町	47
押水町	47
2. 各種機関の補助金・助成金制度	48
(1) 財団法人電源地域振興センター	48
(2) 財団法人食品産業センター	49
(3) 財団法人石川県産業創出支援機構	50
(4) 社団法人石川県雇用対策協会	51
(5) 雇用・能力開発機構石川センター	56
(6) 社団法人石川県障害者雇用促進協会	71

(7) 財団法人介護労働安定センター石川支部	75
(8) 財団法人21世紀職業財団石川事務所	76
3. 中小企業団体中央会の補助金制度	82
(1) 全国中小企業団体中央会	82
(2) 石川県中小企業団体中央会	85



■ 日常の法律問題あれこれ	90
弁護士 久保 雅 史	
■ 日常の経営問題あれこれ	93
税理士 坂 井 昭 衛	

巻頭言



偶 想

石川県中小企業団体中央会

会 長 **安 田 隆 明**

反省こそ改革への 原点でもある

幸い我が国は、欧米の最先進国に伍し、これを凌駕して目指す山頂を極めるに至った。

この山頂に立ち、遙か雲海の彼方を展望し、次なる世界の高峰を踏破しなくてはならない。

この高峰を極めるためには幾多のルートが考えられるが、どの道を選択するかが今我が国に問われている重要な政策課題であり、この際各位の忌憚のない御意見と御協力を願いたい……。

上記は中曽根元総理が通産大臣当時に土光経団連会長をはじめ役員一同との懇談会の席上述べられた挨拶の一節である。

偶々政務次官として同席していたため今もなお記憶に新しい言葉でもある。

自由経済市場のもとで自動車工業も家電、軽工業も欧米に優る技術力を保持し、市

場開拓を求めて経済環境は活気を呈し、持続的安定の時代であった。

然し、間もなくオイルショック等相次ぐ経済環境の激変により行財政共に悪化し、遂に政府は「土光臨調」のもとで将来を展望した経済財政の在り方を検討することとなり、その結果得たのがあの有名な「土光答申」である。

中曽根大臣が要請した当時の時代背景と変り、持続的安定路線から構造的改革を求める政策転換期における土光会長の登場を願ったものである。

時は移り、今日我が国はバブル崩壊後十年これが対応に苦慮し、財政の総出動にも拘らずその行政目的を果し得ず世界最大の債務残高を見るに至っている。

金融、証券市場の機能修復のため財政の出動と共に低金利政策を持続しながらも未だ不良債権の処理には至っていない。

遂にこの度最後の手法として「経済財政改革の運用基本方針」を策定して事に処することとしている。

この指針は各論に言及していない。今後各論の調整に当っては難行が懸念される。勿論、痛みを分かち合わなければならない。

思うに「土光答申」と「今次運用指針」とは、その理念は小さな政府による行財政の構造的改革という理念は共通するものである。

然し、当時の中小企業は健全な体力を保持していた時代と異なり、現状は体力を消耗し耐える力が減退している。

時代背景と企業体質において大きな変化がある。

土光答申は、経済人としての視点から自らの経験に基づく「手作り」の賢策であり、その答申は単なる答申ではなく為政者に対し「訴える」ものでもあった。

今次運営指針の執行に当っては土光会長の「訴える」気持ちのもとで執行されることを切望し、激変を与えてはならない。

土光答申の大方は遺憾ながら先送りし今日に至っている。反省すべきである。

過去をふり返り反省することこそ事に処する原点でもある。

中小企業者の方々を対象と した補助金・助成金制度

1. 国・地方公共団体等の補助金・助成金制度

(1) 国の補助金・助成金

■ 地域中小企業物流効率化推進事業

対 象 と な る 方	中小企業組合、公益法人及び任意団体であって主として中小企業者で構成されるもの。																			
対 象 と な る 事 業 内 容	中小企業の物流の効率化を図るために単一の都道府県・政令指定市内で行う「調査研究・基本計画策定事業」、「事業計画・システム設計事業」、「実験的事業運営事業」が対象です。 [活用事例] (1) <u>調査研究・基本計画策定事業</u> A県の卸売業者の組合が、本事業を活用して、組合員アンケートや顧客調査を実施するとともに講師を招いての勉強会を開催して、卸売機能強化のための物流共同化の方向性を明らかにした。 (2) <u>事業計画・システム設計事業</u> B県の家具卸売業の組合が、本事業を活用して、先進地事例視察や小売店の訪問調査を行うとともに、物流共同化を実現するためのシステムを設計して、物流効率化の具体化を図った。 (3) <u>実験的事業運営事業</u> C県の卸売業者の組合が、本事業を活用して、実験的に共同配送を実施し、共同配送システムの改善を図るとともに、物流効率化に必要な施設規模及び設備内容を把握した。																			
補助金額、補助率及び補助件数等	事業に係る経費を国及び各都道府県等が1/3ずつ補助します。(1/3は自己負担) <table><thead><tr><th></th><th>(1)</th><th>(2)</th><th>(3)</th></tr></thead><tbody><tr><td>[補 助 事 業 単 価]</td><td>813万円</td><td>2,646万円</td><td>3,897万円</td></tr><tr><td>[最高国庫補助金単価]</td><td>271万円</td><td>882万円</td><td>1,299万円</td></tr><tr><td>[交付実績 (12年度)]</td><td>5 組合等</td><td>3 組合等</td><td>2 組合等</td></tr></tbody></table>					(1)	(2)	(3)	[補 助 事 業 単 価]	813万円	2,646万円	3,897万円	[最高国庫補助金単価]	271万円	882万円	1,299万円	[交付実績 (12年度)]	5 組合等	3 組合等	2 組合等
	(1)	(2)	(3)																	
[補 助 事 業 単 価]	813万円	2,646万円	3,897万円																	
[最高国庫補助金単価]	271万円	882万円	1,299万円																	
[交付実績 (12年度)]	5 組合等	3 組合等	2 組合等																	
問 い 合 せ 先 (申 込 先)	中部経済産業局産業振興部商業振興室 TEL 052 - 951 - 0597																			
備 考																				

■ 広域物流効率化推進事業

対象となる方	・ 中小企業組合または公益法人であって主として中小企業者で構成されている全国又は二以上の区域を地区とするもの ・ 主として中小企業者によって構成される任意団体であって、各経済産業局長が実施主体として適当と認める団体
対象となる事業内容	中小企業の物流の効率化を図るために複数の都道府県において行う「調査研究・基本計画策定事業」、「事業計画・システム設計事業」、「実験的事業運営事業」が対象です。 [活用事例] (1) 調査研究・基本計画策定事業 A県及びB県の卸売業者の組合が、本事業を活用して、組合員アンケートや顧客調査を実施するとともに講師を招いての勉強会を開催して、卸売機能強化のための物流共同化の方向性を明らかにした。

	<u>(2) 事業計画・システム設計事業</u> 隣接するC県、D県の家具卸売業の組合が、本事業を活用して、先進地事例視察や小売店の訪問調査を行うとともに、物流共同化を実現するためのシステムを設計して、物流効率化の具体化を図った。																			
	<u>(3) 実験的事業運営事業</u> C地方5県の卸売業者の組合が、本事業を活用して、実験的に共同配送を実施し、共同配送システムの改善を図るとともに、物流効率化に必要な施設規模及び設備内容を把握した。																			
補助金額、補助率及び補助件数等	事業に係る経費の6/10以内を国が補助します。 <table><tr><td></td><td>(1)</td><td>(2)</td><td>(3)</td></tr><tr><td>[補助事業単価]</td><td>1,042万円</td><td>2,510万円</td><td>4,550万円</td></tr><tr><td>[最高国庫補助金単価]</td><td>625万円</td><td>1,506万円</td><td>2,730万円</td></tr><tr><td>[交付実績(12年度)]</td><td>3組合等</td><td>3組合等</td><td>2組合等</td></tr></table>					(1)	(2)	(3)	[補助事業単価]	1,042万円	2,510万円	4,550万円	[最高国庫補助金単価]	625万円	1,506万円	2,730万円	[交付実績(12年度)]	3組合等	3組合等	2組合等
	(1)	(2)	(3)																	
[補助事業単価]	1,042万円	2,510万円	4,550万円																	
[最高国庫補助金単価]	625万円	1,506万円	2,730万円																	
[交付実績(12年度)]	3組合等	3組合等	2組合等																	
問い合わせ先(申込先)	中部経済産業局産業振興部商業振興室 TEL 052 - 951 - 0597																			
備考																				

■ 中心市街地等商店街・商業集積活性化施設等整備事業

対象となる方	市町村、商店街振興組合、事業協同組合、まちづくり会社、共同出資会社等
対象となる事業内容	中心市街地や商店街において行われるアーケード、カラー舗装の整備や、集客力アップにつながる様々な施設の整備、さらにこれらの整備と一体的に行うイベント等のソフト事業等に対して広く補助いたします。 [具体例] ・ 教養文化施設(多目的ホール等)、スポーツ施設 ・ アーケード、カラー舗装 ・ 駐車場 ・ 商業インキュベータ施設(新規開業者向け貸店舗) ・ 荷捌き場、ゴミ処理場 ・ 街路灯、イベント広場、公園、公衆便所 ・ 店舗(テナントミックスに資する店舗に限る) ・ 電子計算機・電子計算機関連を共同利用するための関連設備の整備 ・ 買物電動車椅子等の商店街活性化関連設備 ・ 教養文化施設、駐車場等の整備に際し、併せて行うイベント等
補助金額、補助率及び補助件数等	[補助限度額] 最高10億円 [補助率] 国、地方公共団体が補助対象事業費(ただし土地代は除く)の1/2～1/4の範囲内で支援を行います。 [交付実績(平成12年度)] 120地域
問い合わせ先(申込先)	中部経済産業局産業振興部商業振興室 TEL 052 - 951 - 0597
備考	

■ 商店街等活性化事業

対象となる方	商工会、商工会議所、商店街振興組合、第3セクター等
対象となる事業内容	商工会、商工会議所等が行う空き店舗対策事業、駐車対策事業、マネジメント対策事業等の商店街の活性化に向けた自発的な事業の実施に対して広く補助します。 [活用事例] 以下のような事業に対して、必要経費等を補助します。 ・ 空き店舗に新規開業者（チャレンジショップ）を入店させる場合 ・ 空き店舗を活用して、展示会等を開催する場合 ・ 商店街間・商店街内において買い物バスの運行を行う場合 ・ 商店街にマネージャーを常駐させて、その置かれている経営環境を調査・分析し、各種事業を実施する場合 ・ F A Xを活用した商店街の一括受注・配達システムの整備を行う場合 ・ 仮想商店街（バーチャル・モール）を開設し、商店街で取り扱っている地元特産品等を宣伝する場合
補助金額、補助率及び補助件数等	[補助限度額] 下限100万円 [補助率] 国1/3、都道府県（一定の場合において市町村）1/3 商工会、商工会議所、商店街振興組合等1/3 [交付実績（12年度）] 69地域
問い合わせ先（申込先）	中部経済産業局産業振興部商業振興室 TEL 052 - 951 - 0597
備考	

■ 中心市街地等商業活性化支援事業

対象となる方	・ 市町村 ・ TMO 等 TMO：中心市街地活性化法に基づき、商工会、商工会議所又は第3セクターが、市町村により認定され、中心市街地における商業集積の一体的かつ計画的な整備を企画・調整・実施する機関。
対象となる事業内容	中心市街地活性化のために市町村やTMO等が行う商業等の活性化の推進に向けた取り組みに対して支援します。 商店街・商業集積等活性化基本構想策定事業 市町村が行う中心市街地活性化のための基本計画の策定等に関する調査・研究に対して必要な経費を補助します。 商業タウンマネジメント計画策定事業 TMO等が行うTMO構想・計画等の策定に関する調査・研究に対して必要な経費を補助します。 TMO自立活性化支援事業 TMOが行う駐車場経営、特産品販売等の経営基盤の確立のための事業に対して、必要な経費を最長3年間補助します。
補助金額、補助率及び補助件数等	[補助率] 商店街・商業集積等活性化基本構想策定事業 国1/2、市町村1/2 商業タウンマネジメント計画策定事業 国1/3、市町村1/3、TMO等1/3 TMO自立活性化支援事業 国1/3、市町村1/3、TMO1/3
問い合わせ先(申込先)	中部経済産業局産業振興部商業振興室 TEL 052 - 951 - 0597
備考	

■ 新事業開拓助成金

対象となる方	次の～のうちいずれかに該当する方が対象となります。 現在事業を営んでいない個人で、1か月以内に創業する予定の個人 現在事業を営んでいない個人で、2か月以内に中小企業である会社を設立予定の個人 設立後7年を経過していない中小企業者
対象となる事業内容	自らの技術や創造的発想を生かし、従来にない新商品・新サービスの開発や、従来にない革新的方法で商品・サービスを提供する事業を实践する創業者又は新事業開拓者に、専門家のアドバイスをを行いながら助成金を交付します。
補助金額、補助率及び補助件数等	[助成対象経費] 試作開発、サービス実践、販路開拓を行うための経費 [助成金額] 助成対象経費の1/2以内であって100万円～500万円 [助成要件] 推薦機関（経済産業局、都道府県、商工会等）からの推薦と第三者からの資金提供（借入は除きます）
問い合わせ先(申込先)	中部経済産業局産業企画部新規事業課 TEL 052 - 951 - 2761
備考	

■ 創造技術研究開発費補助金

対象となる方	中小企業者、組合等
対象となる事業内容	中小企業が自ら行う新製品、新技術等に関する研究開発を行う事業が対象です。 [12年度採択テーマ事例] ・ 環境改善型パルス電源方式 D L C 薄膜コーティング装置 ・ 高級プリメインアンプの開発 ・ 非接触系従型液晶ガラス洗浄装置の開発
補助金額、補助率及び補助件数等	事業に係る経費を国（各経済産業局）が補助します。 （交付元） （各経済産業局） [補助金額] 100万円～4,500万円 [補助率] 1/2以内 [交付実績（12年度）] 61件
問い合わせ先（申込先）	中部経済産業局産業企画部産業技術課 TEL 052 - 951 - 2774
備考	

■ 雇用調整助成金

対 象 と な る 方	景気の変動等に伴い、事業活動の縮少を余儀なくされ雇用調整を行った事業主																																									
対 象 と な る 事 業 内 容	厚生労働大臣が指定する業種に属する事業主が、指定期間中に、休業、教育訓練、出向を行った場合、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担額の一部を助成。																																									
補助金額、補助率及び補助件数等	休業 - 休業手当の1/2 (中小2/3) 教育訓練 - 賃金の1/2 (中小2/3) + 訓練費3,000円/人・日 出向 - 賃金の1/2 (中小2/3) 出向期間 1 年間																																									
問い合わせ先 (申 込 先)	<table><tr><th colspan="3">県内ハローワーク (公共職業安定所)</th></tr><tr><th>名 称</th><th>電話番号</th><th>管轄区域</th></tr><tr><td>金沢公共職業安定所</td><td>076 - 253 - 3036</td><td>金沢市</td></tr><tr><td>同 松 任 出 張 所</td><td>076 - 275 - 8533</td><td>松任市・石川郡</td></tr><tr><td>同 津 幡 分 室</td><td>076 - 289 - 2530</td><td>河北郡</td></tr><tr><td>小松公共職業安定所</td><td>0761 - 24 - 8609</td><td>小松市・能美郡</td></tr><tr><td>七尾公共職業安定所</td><td>0767 - 52 - 3255</td><td>七尾市・鹿島郡</td></tr><tr><td>能都公共職業安定所</td><td>0768 - 62 - 1242</td><td>珠洲郡・鳳至郡の内、能都町 柳田村</td></tr><tr><td>同 珠 洲 出 張 所</td><td>0768 - 82 - 0157</td><td>珠洲市</td></tr><tr><td>加賀公共職業安定所</td><td>0761 - 72 - 8609</td><td>加賀市・江沼郡</td></tr><tr><td>羽咋公共職業安定所</td><td>0767 - 22 - 1241</td><td>羽咋市・羽咋郡</td></tr><tr><td>穴水公共職業安定所</td><td>0768 - 52 - 0168</td><td>鳳至郡の内、穴水町、門前町</td></tr><tr><td>同 輪 島 出 張 所</td><td>0768 - 22 - 0325</td><td>輪島市</td></tr></table>			県内ハローワーク (公共職業安定所)			名 称	電話番号	管轄区域	金沢公共職業安定所	076 - 253 - 3036	金沢市	同 松 任 出 張 所	076 - 275 - 8533	松任市・石川郡	同 津 幡 分 室	076 - 289 - 2530	河北郡	小松公共職業安定所	0761 - 24 - 8609	小松市・能美郡	七尾公共職業安定所	0767 - 52 - 3255	七尾市・鹿島郡	能都公共職業安定所	0768 - 62 - 1242	珠洲郡・鳳至郡の内、能都町 柳田村	同 珠 洲 出 張 所	0768 - 82 - 0157	珠洲市	加賀公共職業安定所	0761 - 72 - 8609	加賀市・江沼郡	羽咋公共職業安定所	0767 - 22 - 1241	羽咋市・羽咋郡	穴水公共職業安定所	0768 - 52 - 0168	鳳至郡の内、穴水町、門前町	同 輪 島 出 張 所	0768 - 22 - 0325	輪島市
県内ハローワーク (公共職業安定所)																																										
名 称	電話番号	管轄区域																																								
金沢公共職業安定所	076 - 253 - 3036	金沢市																																								
同 松 任 出 張 所	076 - 275 - 8533	松任市・石川郡																																								
同 津 幡 分 室	076 - 289 - 2530	河北郡																																								
小松公共職業安定所	0761 - 24 - 8609	小松市・能美郡																																								
七尾公共職業安定所	0767 - 52 - 3255	七尾市・鹿島郡																																								
能都公共職業安定所	0768 - 62 - 1242	珠洲郡・鳳至郡の内、能都町 柳田村																																								
同 珠 洲 出 張 所	0768 - 82 - 0157	珠洲市																																								
加賀公共職業安定所	0761 - 72 - 8609	加賀市・江沼郡																																								
羽咋公共職業安定所	0767 - 22 - 1241	羽咋市・羽咋郡																																								
穴水公共職業安定所	0768 - 52 - 0168	鳳至郡の内、穴水町、門前町																																								
同 輪 島 出 張 所	0768 - 22 - 0325	輪島市																																								
備 考																																										

■ 育児・介護雇用環境整備助成金

対象となる方	1. 中小企業事業主団体であること。 2. 都道府県労働局長の指定を受けていること。 3. 子の養育又は家族の介護等を行う労働者の仕事と家庭との両立に資する雇用環境の整備等を図るための計画（雇用環境整備計画）を作成し、都道府県労働局長の認定を受けていること。
対象となる事業内容	1. 育児・介護雇用環境整備事業実施計画の策定及び調査の事業 ・ 実施計画の策定 ・ 構成員事業主に対するヒアリング調査の実施 ・ 実地視察の実施 ・ 実施計画の実施状況の取りまとめ 等 2. 相談・指導、情報提供の事業 ・ 構成員事業主に対する相談及び個別指導の実施 ・ 情報の収集、提供 ・ 両立支援推進会議の開催 ・ セミナー等の開催 等 3. 団体による共同事業

補助金額、補助率及び補助件数等	上記事業の実施に要した費用の3分の2（1団体当たり1年間200万円を限度）を2年間補助します。 （12年度交付実績：2団体）
問い合わせ先（申込先）	・ 石川労働局雇用均等室 TEL：076 - 265 - 4429 ・ (財)21世紀職業財団 石川事務所 TEL：076 - 234 - 2040
備考	

■ 中小企業短時間労働者雇用管理改善等助成金

対象となる方	a. 都道府県労働局長（以下「局長」と省略。）の指定（指定要件は次のとおり）を受けていること。 (a) 労災保険及び雇用保険の適用事業主であること。 (b) 中小企業事業主（資本金又は出資総額が3億円（小売業（飲食店を含む。）又はサービス業については5,000万円、卸売業については1億円）を超えない事業主又は常時雇用する労働者の数が300人（小売業（飲食店を含む。）については50人、卸売業又はサービス業については100人）を超えない事業主をいう。）であること。 (c) 雇用するパートタイム労働者の雇用管理の改善等への意欲を持っていること。 (d) 労働者数については、おおむね10人以上（うちパートタイム労働者が5人以上）であること。 b. パートタイム労働者の雇用管理の改善等を図るための計画（以下「改善計画」と省略。）を作成し、改善計画について、局長の認定（認定要件の主なものは次のとおり）を受けていること。 (a) 改善計画の作成に当たって、次のいずれも実施していること。 パートタイム労働者の意見、要望等を聴取していること。 パートタイム労働者の雇用管理に関して、改善すべき点の把握を行っていること。 意見の聴取等の結果把握した雇用管理上の問題点について、必要に応じ、人事労務管理の専門家の助言・指導を受けていること。 (b) 改善計画に以下の内容を含んでいること。 前記(a)により把握した問題点について改善を行うこと。 次の要件を満たすパートタイム労働者に係る就業規則を作成すること。 ・ パートタイム労働法及び指針の趣旨に沿ったものであること。 ・ 次ページの一覧表の 印のメニューのうち、少なくとも3つについて制度導入すること。 この場合は、従来、通常の労働者だけに適用されていた制度をパートタイム労働者にも新たに適用するか、通常の労働者とパートタイム労働者の双方に適用される制度を新たに定めることが必要 ・ 作成にあたって、パートタイム労働者の過半数を代表すると認められる者の意見を聴くこと。 最終年度に、改善状況を確認するための報告書を作成すること。
補助金額、補助率及び補助件数等	下記経費を国が補助します。 a. 改善計画作成等経費 中規模事業主（30人～）15万円 小規模事業主（1～29人）20万円

	b. 改善計画に基づく雇用管理改善実施経費 次の一覧表の ~ の措置に応じて当該措置を実施したパートタイム労働者 1 人につき、それぞれに定める額（経費負担額がその額に満たない場合は、当該負担額）。 の措置については、当該措置を実施した事業主ごとに、それぞれに定める額（12年度交付実績：6 事業主）
問い合わせ先 (申 込 先)	・ 石川労働局雇用均等室 TEL：076 - 265 - 4429 ・ (財)21世紀職業財団 石川事務所 TEL：076 - 234 - 2040
備 考	

助成金支給項目	中規模事業主	小規模事業主
雇入時健康診断の実施	2,400円	3,600円
定期健康診断の実施	2,400円	3,600円
人間ドックの実施	3,500円	5,200円
生活習慣病予防検診の実施	1,300円	2,000円
結婚手当金の支給	8,000円	12,500円
出産手当金の支給	3,000円	4,500円
弔慰金の支給	7,000円	11,500円
講習の実施	1,400円	2,100円
保険・共済の負担	4,000円 × 対象月数/12	6,500円 × 対象月数/12
通勤便宜供与	8,000円 × 対象月数/12	12,400円 × 対象月数/12
キャリアアップ制度	120,000円	150,000円

■ 事業主団体短時間労働者雇用管理改善等助成金

対 象 と な る 方	a. 局長の指定を受けた団体であって、パートタイム労働者の雇用管理の改善等を図るための計画を作成し、当該計画について局長の承認を受け、当該計画に基づく措置として以下の 又は の事業を行うこと。 事業計画策定及び調査の事業 労働条件の適正化に関する情報提供、講習の実施等の事業 雇用管理の改善に関する情報提供、講習の実施等の事業 健康診断の実施等団体による共同事業 b. 構成事業主に占める中小企業事業主の割合が3分の2以上であること。								
補助金額、補助率及び補助件数等	助成対象事業に係る経費の3分の2を助成します。ただし、1団体当たりの支給限度額は、その構成事業主の数に応じ次のとおりです。 (12年度交付実績：2事業主団体) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分 (パートタイム労働者を雇用する構成事業主の数)</th><th>支給限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100未満</td><td>600万円</td></tr> <tr> <td>100以上～500未満</td><td>800万円</td></tr> <tr> <td>500以上</td><td>1,000万円</td></tr> </tbody> </table>	区 分 (パートタイム労働者を雇用する構成事業主の数)	支給限度額	100未満	600万円	100以上～500未満	800万円	500以上	1,000万円
区 分 (パートタイム労働者を雇用する構成事業主の数)	支給限度額								
100未満	600万円								
100以上～500未満	800万円								
500以上	1,000万円								
問い合わせ先 (申 込 先)	・ 石川労働局雇用均等室 TEL：076 - 265 - 4429 ・ (財)21世紀職業財団 石川事務所 TEL：076 - 234 - 2040								
備 考									

(2) 石川県の補助金・助成金

■ 産業技術等研究開発事業費補助金

対象となる方	県内中小企業		
対 象 と な る 事 業 内 容	重点技術分野枠	一般技術分野枠	創造技術枠
	石川県産業科学技術振興指針において石川県の重点技術分野として掲げる技術に関する新製品・新技術の研究開発事業	石川県産業科学技術振興指針において石川県の重点技術分野として掲げる技術以外の技術に関する新製品・新技術の研究開発事業	中小企業創造活動促進法に基づき知事の認定を受けた研究開発等事業計画に基づき行う新製品・新技術の研究開発事業
補助金額、補助率及び補助件数等	原材料及び副資材の購入に関する経費 機械装置、工具・器具の購入、試作、改良、据付け、借用、修繕費 外注加工費、技術指導の受け入れに関する経費 等		
	補助対象経費の2/3以内で200万円～500万円	補助対象経費の1/2以内で200万円～400万円	補助対象経費の2/3以内で200万円～3,000万円
問い合わせ先 (申 込 先)	石川県商工労働部産業政策課 技術振興係 TEL 076 - 223 - 9187		
備 考			

■ モノづくり基盤技術高度化補助金

対象となる方	河北郡以南（白山麓5村を除く。）に所在し、県が定めた「基盤的技術産業集積活性化計画」の中で指定している「基盤的技術産業に含まれる業種」（247業種）に属する県内中小企業者、組合等
対 象 と な る 事 業 内 容	中小企業者、組合等が自ら策定し、知事の承認を受けた「特定基盤的技術の高度化等に関する計画」に基づく研究開発事業等 原材料及び副資材の購入に関する経費 機械装置、工具・器具の購入、試作、改良、据付け、借用、修繕費 外注加工費、委託費 等
補助金額、補助率及び補助件数等	補助対象経費の2/3以内で1件あたり1,000万円以内の額
問い合わせ先 (申 込 先)	石川県商工労働部産業政策課 技術振興係 TEL 076 - 223 - 9187
備 考	

■ 先端的ＩＴ活用技術開発事業費補助金

対象となる方	県内中小企業
対 象 と な る 事 業 内 容	県内中小企業が行う、先端的なＩＴを活用したシステム開発に対し、その開発経費の一部を補助する。(機動的で柔軟な対応が求められるＩＴ分野の研究開発ニーズを踏まえた制度になっている。) 対象経費：直接人件費、機械装置費、外注加工費、指導受入費
補助金額、補助率及び補助件数等	[補 助 率] 2/3以内 [補助金額] 200万円～1,000万円
問い合わせ先 (申 込 先)	石川県商工労働部産業政策課 技術振興係 TEL 076 - 223 - 9187
備 考	制度の特徴： 年複数回の公募 年度をまたがる研究開発も可能 直接人件費も対象

■ 石川ブランド優秀新製品販路開拓事業費補助金

対象となる方	県内中小企業
対 象 と な る 事 業 内 容	原則として石川県産業科学技術振興指針における重点技術分野に含まれるものであって、概ね１年以内に次の課題を達成した（開発した）新製品等の平成13年度中の販売促進事業 機械器具又は装置の新規開発 新物質又は新材料の開発・利用 新システム又は新工法の開発 生産、加工又は処理のための新技術の開発 新規性・市場性の高いパッケージソフトウェアの開発 補助対象経費 広告宣伝経費 パンフレット作成費、広告掲載費、通信費 等 見本市経費 会場借上料、小間装飾費、運搬費、アルバイト料 等
補助金額、補助率及び補助件数等	200万円以内 補助対象となる経費の２分の１以内 原則として、事業費200万円以上
問い合わせ先 (申 込 先)	石川県商工労働部産業政策課産業創出係 TEL 076 - 223 - 9188
備 考	

■ 環境機器等開発調査補助金

対 象 と な る 方	石川県環境ビジネス研究会会員企業、かつ、本社及び開発部門の住所が県内にある中小企業者（中小企業基本法第2条等）及びそのグループ（会員外の企業をグループに含めることは認めるが、代表にはできない。）
対 象 と な る 事 業 内 容	環境にやさしい機器や技術等について具体的なテーマに係る企画立案、事業化調査及び研究開発等の事業 企画立案・事業化調査・研究開発等に要する経費 技術指導受入費 委託費 実験費 庁費
補助金額、補助率及び補助件数等	[補 助 率] 補助対象経費の2/3以内 [補助金額] 50万円以上200万円以下
問い合わせ先 (申 込 先)	〒920-8580 金沢市広坂2 - 1 - 1 石川県商工労働部産業政策課産業創出係 TEL 076 - 223 - 9188 [直通] : FAX 076 - 223 - 9471 (※)石川県産業創出支援機構プロジェクト推進部 TEL 076 - 267 - 6291 [直通] : FAX 076 - 268 - 4911
備 考	

■ バリアフリー機器等開発調査補助金

対 象 と な る 方	中小企業基本法で規定されている中小企業 (バリアフリー機器等開発研究調査会会員)
対 象 と な る 事 業 内 容	バリアフリー機器等を開発するために 企画立案、事業化調査 研究開発 などの事業に対して補助する。 補助対象経費 (原材料費、構築物費、機械装置、工具器具費、外注加工費、技術指導受入費、モニター等調査費、庁費、その他の経費)
補助金額、補助率及び補助件数等	・ 100万円以上250万円以下 ・ 補助対象経費の2/3以内 ・ 最大5件（通常3件程度）
問い合わせ先 (申 込 先)	石川県商工労働部産業政策課産業創出係 TEL 076 - 223 - 9188
備 考	

■ 石川県における創造的産業等の立地の促進に関する条例

対 象 と な る 方	産業高次機能施設（研究所・開発機能、本社・統括管理機能又はバックアップ機能に係る施設） 空港・港湾活用工場等（空港又は港湾を活用し、国際物流拠点化に貢献する工場等） 独自技術保有工場等（市場占有率の高い自社製品の製造又は高度な基盤技術保有工場等） 県内において、上記 ～ の新設又は増設を行う企業
対 象 と な る 事 業 内 容	投資額 3 億円以上 常時雇用従業員数10人以上（独自技術保有工場等の場合は20人以上） 上記 、 を満たす工場等の新設又は増設
補助金額、補助率及び補助件数等	[助 成 率] 投資額の10%以内（産業高次機能施設の場合は投資額の20%以内） [助成限度額] 産業高次機能施設、空港・港湾活用工場等及び独自技術保有工場のそれぞれの助成率により得られた金額又は15億円のいずれか低い額（新設・増設をあわせ、1企業15億円を限度）
問い合わせ先（申 込 先）	石川県商工労働部産業立地課 TEL 076 - 223 - 9189 FAX 076 - 223 - 9480
備 考	雇用拡大関連企業立地促進補助金又はいしかわサイエンスパーク研究所等立地促進補助金のいずれかと重複適用が可能

■ 雇用拡大関連企業立地促進補助金

対 象 と な る 方	製造業、自然科学研究所、ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業を営む事業所及び流通加工を伴う物流施設等の新設又は増設を県内において行う企業												
対 象 と な る 事 業 内 容	新規地元雇用者が15人以上（ただし、過疎・準過疎地域は5人以上、過疎・準過疎地域を除く能登地域は10人以上） 投資額 1 億円以上（ただし、過疎・準過疎地域は5,000万円以上、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第 4 条第 1 項の規定に基づく研究開発等事業計画の承認を受けた者で、当該計画に基づく事業を行う場合にあっては3,000万円以上） 上記 、 を満たす工場等の新設又は増設												
補助金額、補助率及び補助件数等	[補助限度額] ・ 投資額 × 地域に応じて定められる率 + 新規地元雇用者数 × 50万円 <table><tr><td></td><td>過疎・準過疎地域</td><td>過疎・準過疎地域を除く能登地域</td><td>過疎・準過疎地域を除く加賀地域</td></tr><tr><td>新 設</td><td>20%</td><td>10%</td><td>5 %</td></tr><tr><td>増 設</td><td>10%</td><td>5 %</td><td>2.5%</td></tr></table>		過疎・準過疎地域	過疎・準過疎地域を除く能登地域	過疎・準過疎地域を除く加賀地域	新 設	20%	10%	5 %	増 設	10%	5 %	2.5%
	過疎・準過疎地域	過疎・準過疎地域を除く能登地域	過疎・準過疎地域を除く加賀地域										
新 設	20%	10%	5 %										
増 設	10%	5 %	2.5%										

	地域に応じて定められる率 (新設の場合、投資額の内、落雷対策施設及び高度な公害防止施設部分については、地域を問わず20%とする。) 新設の場合は5億円、増設の場合は2億円を限度とし、また、新設と増設をあわせて1企業あたり5億円を限度とする。
問い合わせ先 (申 込 先)	石川県商工労働部産業立地課 TEL 076 - 223 - 9189 FAX 076 - 223 - 9480
備 考	「石川県における創造的産業等の立地の促進に関する条例」に基づく助成金と重複適用が可能

■ いしかわサイエンスパーク研究所等立地促進補助金

対 象 と な る 方	いしかわサイエンスパーク内で研究所等の新設又は増設を行う企業											
対 象 と な る 事 業 内 容	投資額 1 億円以上 新規地元等雇用者数 5 人以上 上記 、 を満たす研究所等の新設又は増設											
補助金額、補助率及び補助件数等	[補助限度額] ・ 投資額 × 補助率 + 新規地元等雇用者数 × 50万円 補助率 <table><tr><td>新規地元等雇用者数</td><td>5 ～ 14人</td><td>15人以上</td></tr><tr><td>新 設</td><td>10%</td><td>15%</td></tr><tr><td>増 設</td><td>7.5%</td><td>12.5%</td></tr></table> 新設の場合は 5 億円、増設の場合は 2 億円を限度とし、また、新設と増設をあわせて 1 企業あたり 5 億円を限度とする。			新規地元等雇用者数	5 ～ 14人	15人以上	新 設	10%	15%	増 設	7.5%	12.5%
新規地元等雇用者数	5 ～ 14人	15人以上										
新 設	10%	15%										
増 設	7.5%	12.5%										
問 い 合 わ せ 先 (申 込 先)	石川県商工労働部産業立地課 TEL 076 - 223 - 9189 FAX 076 - 223 - 9480											
備 考	「石川県における創造的産業等の立地の促進に関する条例」に基づく助成金と重複適用が可能											

■ 海外マーケット開拓事業費補助金

対 象 と な る 方	(1) 県内に主たる事務所を有する中小企業者またはその組合 (2) 県内に主たる事務所を有する業界団体等
対 象 と な る 事 業 内 容	次に掲げる見本市等への出品事業とする。 (1) 国外で開催される見本市又は展示会 (2) 国内で開催される国際見本市又は国際展示会 ただし、上記(2)については、対象となる方が(1)に掲げる者の場合に限る。
補助金額、補助率及び補助件数等	補助対象経費は、小間料及び輸送費とする。 補助金限度額は、次のとおりとする。 (1) 対象となる方が(1)の場合は、補助対象経費の2分の1以内で100万円を限度とする。 (2) 対象となる方が(2)の場合は、補助対象経費の2分の1以内で200万円を限度とする。 なお、(1)(2)ともに交付1件当たりの補助金額が50万円以上の事業であること。
問い合わせ先 (申 込 先)	石川県商工労働部産業立地課 TEL 076 - 223 - 9442 FAX 076 - 223 - 9480
備 考	(1) 他の販促に係る補助金と、本補助金との重複申請は認めない。 (2) 同一見本市に2カ年継続して出品する事業の申請は認めない。

■ 海外マーケットリサーチ事業費補助金

対 象 と な る 方	(1) 県内に主たる事務所を有する中小企業者 (2) (1)のグループ(3社以上)及び組合
対 象 と な る 事 業 内 容	(1) 現地での合併企業等の設立に関する調査事業 (2) 現地企業に対する技術指導及び業務提携等に関する調査事業 (3) 貿易(輸出入)拡大に向けた新規開拓に関する調査事業 (4) 海外進出現地企業の下請企業または業務提携先企業への技術指導事業
補助金額、補助率及び補助件数等	補助対象経費は、次のとおりとする。 (1) 現地調査・指導費 通訳または専門家に対する謝金及び旅費(現地交通費含む)、消耗品費、通信運搬費、会場借上料 (2) 調査委託費 民間調査機関(シンクタンク)等への調査研究委託料 (3) 事業成果報告書作成費 補助金限度額は、次のとおりとする。 補助対象経費の2分の1以内で、対象となる方が(1)の場合は100万円を限度、(2)の場合は200万円を限度とする。 なお、(1)(2)ともに交付1件当たりの補助金額が50万円以上の事業であること。
問い合わせ先 (申 込 先)	石川県商工労働部産業立地課 TEL 076 - 223 - 9442 FAX 076 - 223 - 9480
備 考	既に海外展開している国(或いは地域)に対する新たな調査事業及び本県産業の空洞化(事業所の閉鎖、事業規模の縮小、従業員の雇用調整)を伴う調査事業等は補助対象事業としない。

■ ファッション産地化推進事業

対 象 と な る 方	中小繊維事業者（撚糸、織布、染色、縫製）
対 象 と な る 事 業 内 容	(1) 事業内容 カジュアルウエアの分野におけるデザイン、用途又は機能に係る新商品の開発 今後成長が見込まれる産業資材分野におけるデザイン、用途又は機能に係る新商品の開発 (2) 対象経費 原材料費、機械購入費、機械改造費、検査費、意匠保護費、会議費、旅費、デザイナー委託費等
補助金額、補助率及び補助件数等	[助 成 率] 2/3 [助成限度額] 2,000,000円 [助成件数（12年度）] 6 件
問い合わせ先（申込先）	石川県商工労働部地域産業振興課 繊維振興室 TEL 076 - 223 - 9207
備 考	

■ 職業能力開発事業（生涯能力開発給付金）

対 象 と な る 方	雇用する労働者に職業訓練を実施する事業主（能力開発給付金） 雇用する労働者の自己啓発を援助する事業主（自己啓発助成給付金）																					
対 象 と な る 事 業 内 容	労働者の職業能力の開発及び向上を目的として、職業生活の全期間を通じて段階的かつ体系的に行われる教育訓練 (1) 配置転換等により新たな職務に就かせるための教育訓練 (2) 専門的知識、技能を習得させるための教育訓練 (3) 技術革新に対応するための教育訓練 (4) 定年退職後の再就職の円滑化等のための教育訓練 (5) その他職業能力の開発向上のための教育訓練																					
補助金額、補助率及び補助件数等	<table><tr><td colspan="3">(能力開発給付金)</td></tr><tr><td></td><td>55歳以上</td><td>55歳未満</td></tr><tr><td>運営費</td><td>1/2 (1/3、1/4、1/6)</td><td>1/3 (1/4、1/6、1/8)</td></tr><tr><td>派遣費</td><td>2/3 (1/2、1/3、1/4)</td><td>1/3 (1/4、1/6、1/8)</td></tr><tr><td>賃 金</td><td>5,000円/日</td><td>4,000円/日 (25～54歳) 3,000円/日 (25歳未満)</td></tr></table> <table><tr><td colspan="2">(自己啓発助成給付金)</td></tr><tr><td>援助費</td><td>1/3 (1/4)</td></tr><tr><td>資 金</td><td>1/3 (1/4)</td></tr></table> * () 内は大企業	(能力開発給付金)				55歳以上	55歳未満	運営費	1/2 (1/3、1/4、1/6)	1/3 (1/4、1/6、1/8)	派遣費	2/3 (1/2、1/3、1/4)	1/3 (1/4、1/6、1/8)	賃 金	5,000円/日	4,000円/日 (25～54歳) 3,000円/日 (25歳未満)	(自己啓発助成給付金)		援助費	1/3 (1/4)	資 金	1/3 (1/4)
(能力開発給付金)																						
	55歳以上	55歳未満																				
運営費	1/2 (1/3、1/4、1/6)	1/3 (1/4、1/6、1/8)																				
派遣費	2/3 (1/2、1/3、1/4)	1/3 (1/4、1/6、1/8)																				
賃 金	5,000円/日	4,000円/日 (25～54歳) 3,000円/日 (25歳未満)																				
(自己啓発助成給付金)																						
援助費	1/3 (1/4)																					
資 金	1/3 (1/4)																					

	・ 助成実績（平成12年度） 400事業主
問い合わせ先 （申 込 先）	・ 石川県商工労働部労働企画課 TEL 076 - 261 - 1400
備 考	

■ 職業能力開発事業（認定訓練派遣等給付金）

対 象 と な る 方	雇用する労働者に対し、基礎的な技能又は高度の技能を習得させるため、認定職業訓練を受講させる中小企業事業主
対 象 と な る 事 業 内 容	職業能力開発促進法第24条第1項の認定を受けた職業訓練であって、1日の受講時間が所定労働時間内に6時間以上の職業訓練
補助金額、補助率及び補助件数等	助成の対象となる認定職業訓練を受講した期間に賃金を支払った場合について、賃金の日額に認定職業訓練を受けた日数（認定職業訓練を受講するため全1日にわたり業務に就かなかった日数に限る）を乗じて得た額の3分の1（1人1日当たりの限度額10,650円） ・ 助成実績（平成12年度） 延べ168事業主
問い合わせ先 （申 込 先）	・ 石川県商工労働部労働企画課 TEL 076-261-1400
備 考	

(3) 各市町村の補助金・助成金

■ 商店街共同施設設置事業

対象となる方	市内商店街				
対 象 と な る 事 業 内 容	商店街環境の整備改善を図るために、商店街が設置する施設（街路灯、アーケード、駐車場等）の整備に対して助成				
補助金額、補助率及び補助件数等	事業区分	施設区分	補助率	限度額	備 考
	T M O 関連事業	収 益 施 設	25%	3 億円	
		非収益施設	25%	3 億円	融資を受ける場合は、別に10%を10年間で分割交付
	その他の 事 業	収 益 施 設	25%	1.5億円	
		非収益施設	35%	1.5億円	
問い合わせ先 (申 込 先)	〒920-8577 金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号 金沢市経済部商業振興課 TEL 076 - 220 - 2193 FAX 076 - 260 - 7191				
備 考					

■ 中心商店街ファサード整備事業

対象となる方	中心商店街				
対 象 と な る 事 業 内 容	商店街の統一コンセプトに沿ったファサード（店舗等の外壁部分）の改装費に対して助成				
補助金額、補助率及び補助件数等	[補 助 率] 1/2 [限 度 額] 1 店舗200万円 [1 商店街] 1,000万円 [期 間] 3 年間				
問い合わせ先 (申 込 先)	〒920-8577 金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号 金沢市経済部商業振興課 TEL 076 - 220 - 2193 FAX 076 - 260 - 7191				
備 考					

■ 商店街振興イベント事業

対 象 と な る 方	地域商店街（中心商店街を除く）											
対 象 と な る 事 業 内 容	商店街の振興に向け、消費者とのふれあいを推進するためのイベント開催事業に対して助成											
補助金額、補助率及び補助件数等	<table><tr><td>区 分</td><td>補 助 率</td><td>限 度 額</td></tr><tr><td>単独商店街開催</td><td>1/3</td><td>100万円</td></tr><tr><td>複数商店街開催</td><td>1/3 + (10万円 × 商店街数)</td><td>100万円 × 商店街数 + 10万円 × 商店街数</td></tr></table>			区 分	補 助 率	限 度 額	単独商店街開催	1/3	100万円	複数商店街開催	1/3 + (10万円 × 商店街数)	100万円 × 商店街数 + 10万円 × 商店街数
区 分	補 助 率	限 度 額										
単独商店街開催	1/3	100万円										
複数商店街開催	1/3 + (10万円 × 商店街数)	100万円 × 商店街数 + 10万円 × 商店街数										
問 い 合 わ せ 先 (申 込 先)	〒920-8577 金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号 金沢市経済部商業振興課 TEL 076 - 220 - 2193 FAX 076 - 260 - 7191											
備 考												

■ 中心商店街賑わい創出事業

対象となる方	中心商店街		
対象となる事業内容	中心商店街が活性化のために自らが企画して行うイベント開催事業に対して助成		
補助金額、補助率及び補助件数等	[補助率] 1/3 [限度額] 200万円		
問い合わせ先 (申 込 先)	〒920-8577 金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号 金沢市経済部商業振興課 TEL 076 - 220 - 2193 FAX 076 - 260 - 7191		
備 考			

■ 商店街振興プラン作成事業

対象となる方	市内商店街		
対象となる事業内容	商店街の活性化の推進に向け、集客力の強化や賑わいの創出を目指した振興プランの策定に対して助成		
補助金額、補助率及び補助件数等	[補助率] 2/3 [限度額] 200万円		
問い合わせ先 (申 込 先)	〒920-8577 金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号 金沢市経済部商業振興課 TEL 076 - 220 - 2193 FAX 076 - 260 - 7191		
備 考			

■ 商店街ＣＩ戦略事業

対 象 と な る 方	市内商店街
対 象 と な る 事 業 内 容	魅力ある商店街づくりに向け、統一したコンセプトに基づき商店街の個性や特徴をＰＲすることに対して助成
補助金額、補助率及び補助件数等	[補助率] 1/2 [限度額] 100万円
問い合わせ先 (申 込 先)	〒920-8577 金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号 金沢市経済部商業振興課 TEL 076 - 220 - 2193 FAX 076 - 260 - 7191
備 考	

■ 商店街空洞化対策事業

対 象 と な る 方	市内商店街		
対 象 と な る 事 業 内 容	商店街が空き地や空き店舗を借り上げ、集客・利便施設として有効利用するための経費に対して助成		
補助金額、補助率及び補助件数等	区 分	補 助 率	限 度 額
	空 地 借 上 料	1/2	100万円
	空 店 舗 借 上 料	1/2	100万円
	空 店 舗 改 装 費	1/2	100万円
	空店舗管理運営費	1/2	50万円
問い合わせ先 (申 込 先)	〒920-8577 金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号 金沢市経済部商業振興課 TEL 076 - 220 - 2193 FAX 076 - 260 - 7191		
備 考			

■ 中心市街地出店促進事業

対 象 と な る 方	中心市街地の商店街
対 象 と な る 事 業 内 容	中心市街地にある商店街の空き店舗への出店に対し、家賃相当額の一部に対して助成
補助金額、補助率及び補助件数等	[補助率] 1/2 [限度額] 100万円 [期 間] 3 年間 (注) 補助対象の範囲は以下のとおりです。 1. 1階の路面店であること 2. おおむね6か月以上利用されていないもの 3. 大型店への出店は対象外
問い合わせ先 (申 込 先)	〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市経済部商業振興課 TEL 076 - 220 - 2193 FAX 076 - 260 - 7191
備 考	

■ 商店街消雪装置電気料金助成事業

対 象 と な る 方	市内商店街
対 象 と な る 事 業 内 容	商店街の設置した消雪装置の電気料金の一部を助成
補助金額、補助率及び補助件数等	[補助率] 12月から翌年3月分 [限度額] 1/2
問い合わせ先 (申 込 先)	〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市経済部商業振興課 TEL 076 - 220 - 2193 FAX 076 - 260 - 7191
備 考	

■ 新製品技術開発促進事業

対象となる方	本市に事業所を有し、かつ、製造業、機械設計業、エンジニアリング業、ソフトウェア業、又はデザイン業を主な事業として営む中小企業者又は中小企業団体
対象となる事業内容	新製品の開発事業 新素材の開発利用事業 新システムまたは新工法の開発事業 新デザインの開発事業 対象経費 原材料費、部品費、機械設備費、治具費、工具費、外注加工費、工業所有権導入費
補助金額、補助率及び補助件数等	[補 助 率] 事業費の1/2 (ただし、中小企業者で創業5年未満のもの又はその営む事業の研究開発費が売上高の3パーセント以上のものにあつては事業費の2/3) [限 度 額] 200万円 [12年度実績] 9件
問い合わせ先(申込先)	金沢市経済部工業振興課 TEL 076 - 220 - 2205 FAX 076 - 260 - 7191 E-mail : kougyou@city.kanazawa.ishikawa.jp
備 考	平成13年度申し込み期日：4月、9月

■ 新金沢型産業研究開発事業

対象となる方	市内に事業所を有し、製造業を主な事業として営む者
対象となる事業内容	新金沢型産業の分野における製品の研究開発事業 新金沢型産業：本市における環境・福祉又は医療に関する産業 研究開発事業：試作品の製作、実用化試験及び商品化仕様開発を行う事業 対象経費 設備費、材料費、物品費、外注費、リース料
補助金額、補助率及び補助件数等	[補 助 率] 対象経費の2/3 [限 度 額] 1,000万円 3年間で3,000万円 [12年度実績] 4件
問い合わせ先(申込先)	金沢市経済部工業振興課 TEL 076 - 220 - 2205 FAX 076 - 260 - 7191 E-mail : kougyou@city.kanazawa.ishikawa.jp
備 考	平成13年度申し込み期日：5月

■ 国際見本市出展事業促進助成事業

対 象 と な る 方	製造業・情報サービス業に属する事業を主な事業として営み、本市内に当該事業の主たる工場を有する中小企業者、中小企業団体、異業種交流団体
対 象 と な る 事 業 内 容	自社製品または異業種との交流活動により開発された製品を国際的または広域的な規模で開催される見本市または展示会（石川県外で開催されるものに限る）に出展する事業 対象経費 小間料、小間装飾料、出展物の梱包料、輸送料、印刷費
補助金額、補助率及び補助件数等	[補 助 率] 対象経費の1/2 [限 度 額] 国内開催見本市の場合 50万円 海外開催見本市の場合 100万円 [12年度実績] 22件
問い合わせ先 (申 込 先)	金沢市経済部工業振興課 TEL 076 - 220 - 2205 FAX 076 - 260 - 7191 E-mail : kougyou@city.kanazawa.ishikawa.jp
備 考	平成13年度申し込み期日：随時対応

■ 国際標準化機構規格認証取得支援事業

対 象 と な る 方	市内の中小企業者
対 象 と な る 事 業 内 容	市内の事業所、工場等におけるISO9000シリーズ又はISO14000シリーズ認証取得活動 対象経費 コンサルタントの派遣に要する経費 品質監査員の育成に要する経費 仮審査、本審査等の審査に要する経費
補助金額、補助率及び補助件数等	[補 助 率] 対象経費の1/2 [限 度 額] 100万円 [12年度実績] 59件
問い合わせ先 (申 込 先)	金沢市経済部工業振興課 TEL 076 - 220 - 2205 FAX 076 - 260 - 7191 E-mail : kougyou@city.kanazawa.ishikawa.jp
備 考	平成13年度申し込み期日：随時対応

■ S O H O事業まちなか集積促進事業

対 象 と な る 方	中心市街地内で事務所を賃借する S O H O事業者
対 象 と な る 事 業 内 容	下記の(1)～(4)の要件に該当する事務所の賃借 (1) 中心市街地内に所在する民間が所有する事務所であること (2) 事務所の賃借面積が50平方メートル以下であること (3) 補助対象者が自ら賃貸借の契約を締結すること (4) 貸主が補助対象事業者の3親等以内の親族でないこと 対象経費 事務所の賃借料
補助金額、補助 率及び補助件数 等	[補 助 率] 対象経費の1/2 [限 度 額] 月5万円 [補助期間] 2年間 今年度新規事業
問い合わせ先 (申 込 先)	金沢市経済部工業振興課 TEL 076 - 220 - 2205 FAX 076 - 260 - 7191 E-mail : kougyou@city.kanazawa.ishikawa.jp
備 考	平成13年度申し込み期日：6月、10月

■ 異業種交流新商品開発助成事業

対 象 と な る 方	市内の異業種交流団体
対 象 と な る 事 業 内 容	年度内に開発が完了する新商品開発事業 対象経費 原材料費、工具・器具費、外注加工費
補助金額、補助 率及び補助件数 等	[補 助 率] 対象経費の1/2 [限 度 額] 30万円 [12年度実績] なし
問い合わせ先 (申 込 先)	金沢市経済部工業振興課 TEL 076 - 220 - 2205 FAX 076 - 260 - 7191 E-mail : kougyou@city.kanazawa.ishikawa.jp
備 考	平成13年度申し込み期日：随時対応

■ 中小企業団体ステップアップ促進事業

対 象 と な る 方	本市内の中小企業団体
対 象 と な る 事 業 内 容	研究会等の開催又は、ホームページの作成 対象経費 会場借上料、講師謝礼金及び講師招聘旅費、資料等の印刷製本費、ホームページの作成に要する経費
補助金額、補助率及び補助件数等	[補 助 率] 対象経費の1/2 [限 度 額] 20万円 [12年度実績] 6 件
問い合わせ先 (申 込 先)	金沢市経済部工業振興課 TEL 076 - 220 - 2205 FAX 076 - 260 - 7191 E-mail : kougyou@city.kanazawa.ishikawa.jp
備 考	平成13年度申し込み期日：随時対応

■ 中小企業外国人研修生受入事業費補助事業

対 象 と な る 方	市内の中小企業団体
対 象 と な る 事 業 内 容	中小企業の国際化のための、外国人研修生受入事業 外国人研修生：出入国管理及び難民認定法に規定する研修の在留資格を取得した者をいう。 対象経費 謝金、通訳料、翻訳料、旅費、教材費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、借上料、備品費
補助金額、補助率及び補助件数等	[補 助 率] 対象経費の1/2 [限 度 額] 100万円 [12年度実績] 3 件
問い合わせ先 (申 込 先)	金沢市経済部工業振興課 TEL 076 - 220 - 2205 FAX 076 - 260 - 7191 E-mail : kougyou@city.kanazawa.ishikawa.jp
備 考	平成13年度申し込み期日：随時対応

■ 工業団地再整備事業費補助事業

対 象 と な る 方	工業団地内の中小企業者及び中小企業団体 工業団地：金沢市工業団地連絡協議会の構成団体の事務所が所在する工業団地
対 象 と な る 事 業 内 容	工業団地の再整備事業 再整備事業 工業団地名の表示塔、工業団地全体の案内板、街路灯等の設置又は工場等の敷地内における緑化基準に適合した緑地の新設事業 対象経費 1. 表示灯の設置 工業団地名の表示塔の設置に要する経費 工業団地全体の案内板の設置に要する経費 街路灯の設置に要する経費 2. 緑地の新設 樹木、芝生等の植栽に要する経費 樹木柵の設置に要する経費
補助金額、補助率及び補助件数等	[補 助 率] 表示灯の設置 対象経費の1/2 緑地の新設 対象経費の1/3 [限 度 額] 100万円 [12年度実績] 4 件
問い合わせ先 (申 込 先)	金沢市経済部工業振興課 TEL 076 - 220 - 2205 FAX 076 - 260 - 7191 E-mail : kougyou@city.kanazawa.ishikawa.jp
備 考	平成13年度申し込み期日：随時対応

■ 企業立地促進助成・雇用助成・中小企業の高度化促進事業

対象となる方	下欄参照																					
対 象 と な る 事 業 内 容	企業立地促進事業																					
	<table><tr><td>区 分</td><td>研究所・先端産業</td><td>その他製造業</td></tr><tr><td>対象業種等</td><td>研究所等の特定事業所 先端技術製品製造工場</td><td>一般製造工場 (付帯物流施設を含む)</td></tr><tr><td>地 区 指 定</td><td>工専、工業、準工 (特定事業所は指定なし)</td><td>工場適地</td></tr><tr><td>対 象 物 件</td><td colspan="2">土地、建物、設備 (既存工場の取得を含む)</td></tr><tr><td>助 成 基 準</td><td>土地 3,000㎡以上 } または 建物 1,000㎡以上 } 投下資本 1 億円以上 雇用 10人以上</td><td>土地 3,000㎡以上 (安原異業種工業団地を除く) 建物 1,000㎡以上 雇用 10人以上</td></tr><tr><td>助 成 率</td><td>土地 20% } 建物・設備 5 % } 2 億円限度 または、投下資本の10% } 特認の場合 3 億円限度</td><td>土地 20% } 建物・設備 5 % } 2 億円限度 特認の場合 3 億円限度</td></tr><tr><td>雇 用 助 成</td><td colspan="2">上記対象工場等の新規雇用 (市民 5 人以上) に対する助成 ・ 助成率： 1 人につき20万円、限度額：4,000万円 (200人まで)</td></tr></table>	区 分	研究所・先端産業	その他製造業	対象業種等	研究所等の特定事業所 先端技術製品製造工場	一般製造工場 (付帯物流施設を含む)	地 区 指 定	工専、工業、準工 (特定事業所は指定なし)	工場適地	対 象 物 件	土地、建物、設備 (既存工場の取得を含む)		助 成 基 準	土地 3,000㎡以上 } または 建物 1,000㎡以上 } 投下資本 1 億円以上 雇用 10人以上	土地 3,000㎡以上 (安原異業種工業団地を除く) 建物 1,000㎡以上 雇用 10人以上	助 成 率	土地 20% } 建物・設備 5 % } 2 億円限度 または、投下資本の10% } 特認の場合 3 億円限度	土地 20% } 建物・設備 5 % } 2 億円限度 特認の場合 3 億円限度	雇 用 助 成	上記対象工場等の新規雇用 (市民 5 人以上) に対する助成 ・ 助成率： 1 人につき20万円、限度額：4,000万円 (200人まで)	
	区 分	研究所・先端産業	その他製造業																			
	対象業種等	研究所等の特定事業所 先端技術製品製造工場	一般製造工場 (付帯物流施設を含む)																			
	地 区 指 定	工専、工業、準工 (特定事業所は指定なし)	工場適地																			
	対 象 物 件	土地、建物、設備 (既存工場の取得を含む)																				
	助 成 基 準	土地 3,000㎡以上 } または 建物 1,000㎡以上 } 投下資本 1 億円以上 雇用 10人以上	土地 3,000㎡以上 (安原異業種工業団地を除く) 建物 1,000㎡以上 雇用 10人以上																			
	助 成 率	土地 20% } 建物・設備 5 % } 2 億円限度 または、投下資本の10% } 特認の場合 3 億円限度	土地 20% } 建物・設備 5 % } 2 億円限度 特認の場合 3 億円限度																			
	雇 用 助 成	上記対象工場等の新規雇用 (市民 5 人以上) に対する助成 ・ 助成率： 1 人につき20万円、限度額：4,000万円 (200人まで)																				
	中小企業の高度化促進事業 対 象：高度化事業 (集団化事業等) 助成率：事業費の 5 %又は10% (事業の内容による) 限度額：3,000万円×組合員数																					
補助金額、補助率及び補助件数等	上欄参照 [12年度実績] 4 件																					
問い合わせ先 (申 込 先)	金沢市経済部工業振興課 TEL 076 - 220 - 2205 FAX 076 - 260 - 7191 E-mail：kougyou@city.kanazawa.ishikawa.jp																					
備 考	平成13年度申し込み期日：随時対応																					

■ 金沢テクノパーク企業立地助成金・雇用奨励金

対 象 と な る 方	金沢テクノパークにおいて自ら製造業を営むための工場を建設しようとする企業																					
対 象 と な る 事 業 内 容	エレクトロニクス、メカトロニクス、メディカル等の先端産業 ソフトウェア、研究所等の頭脳産業 高付加価値の都市型産業 <table><tr><td colspan="3">企業立地奨励金</td></tr><tr><td>助成対象</td><td>先端工場</td><td>試験研究所</td></tr><tr><td>助成要件</td><td>土地 5,000㎡以上 建物 1,500㎡以上 雇用 20人以上</td><td>土地 5,000㎡以上 建物 1,000㎡以上 雇用 10人以上</td></tr><tr><td>助 成 率</td><td colspan="2">土地取得費の20% 建物取得費の10% 機械設備費の10%</td></tr><tr><td colspan="3">雇用奨励金</td></tr><tr><td>助成要件</td><td colspan="2">雇用（市民）10人以上</td></tr><tr><td>助 成 率</td><td colspan="2">新規雇用者×50万円</td></tr></table> 企業立地助成金：限度額 5 億円 雇 用 奨 励 金：限度額 1 億円	企業立地奨励金			助成対象	先端工場	試験研究所	助成要件	土地 5,000㎡以上 建物 1,500㎡以上 雇用 20人以上	土地 5,000㎡以上 建物 1,000㎡以上 雇用 10人以上	助 成 率	土地取得費の20% 建物取得費の10% 機械設備費の10%		雇用奨励金			助成要件	雇用（市民）10人以上		助 成 率	新規雇用者×50万円	
企業立地奨励金																						
助成対象	先端工場	試験研究所																				
助成要件	土地 5,000㎡以上 建物 1,500㎡以上 雇用 20人以上	土地 5,000㎡以上 建物 1,000㎡以上 雇用 10人以上																				
助 成 率	土地取得費の20% 建物取得費の10% 機械設備費の10%																					
雇用奨励金																						
助成要件	雇用（市民）10人以上																					
助 成 率	新規雇用者×50万円																					
補助金額、補助率及び補助件数等	上欄参照 [12年度実績] 企業立地助成金 1 件																					
問い合わせ先（申込先）	金沢市経済部企業立地推進室 TEL 076 - 220 - 2225 FAX 076 - 260 - 7191 E-mail：kougyou@city.kanazawa.ishikawa.jp																					
備 考																						

■ 小松市中小企業国際標準化機構規格認証取得支援事業

対 象 と な る 方	小松市内に事業所及び工場等を有する中小企業者 (市内に設置する施設について認証取得をした場合) 但し、資本金の50%以上を特定の大企業を占める者は含まない
対 象 と な る 事 業 内 容	I S O 9000シリーズ (9001、9002、9003) (品質管理・品質保証の規格) I S O 14000シリーズ (14001) (環境管理・監査の規格) 上記の登録審査料金を対象経費とする。
補助金額、補助率及び補助件数等	[補 助 額] 50万円 (但し、予算の範囲内)
問い合わせ先 (申 込 先)	石川県小松市経済部商工振興課 TEL 0761 - 24 - 8075
備 考	1 企業に対しては、I S O 9000シリーズ、14000シリーズの各シリーズについて 1 回の補助を限度とする。 当該の認証を取得した日から 6 月以内に補助金交付申請をすること。

■ 小松市工場立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例

対 象 と な る 方	中小企業者
対 象 と な る 事 業 内 容	(1) 工場立地助成金 (用地取得を伴う工場の新・増設) 工場立地法による工場適地、市造成の工業団地・産業団地 製造業、先端技術産業関連ソフト産業、試験研究開発施設 常時雇用者が5人以上いること 用地面積が1,000㎡以上5,000㎡未満 工場延床面積が300㎡以上1,500㎡未満 用地取得後、3年以内に操業すること (2) 工場設置助成金 (既所有地で行う工場の新・増設) 場所、業種、雇用者、工場延床面積は上記に同じ
補助金額、補助率及び補助件数等	(1) 工場立地助成金 ・ 土地取得費及び造成費は3%以内 (準工業地域は1.5%以内) 限度額500万円 ・ 工場建設費及び機械設備費は3%以内 (準工業地域は1.5%以内) 限度額500万円 (2) 工場設置助成金 ・ 工場建設費及び機械設備費3%以内 (準工業地域は1.5%以内) 限度額500万円
問い合わせ先 (申 込 先)	石川県小松市経済部商工振興課 TEL 0761 - 24 - 8075
備 考	

■ 輪島市商業活性化推進支援制度

対 象 と な る 方	1. 商店街対策事業に関しては、法人格を持つ商店街及び任意の商店会等が事業主体となつて行う事業を対象とする。 2. 個店対策事業に関しては、前記の商店街区域内にある店舗及び空き店舗を対象とする。		
対 象 と な る 事 業 内 容	1. 商店街対策事業 空き店舗利用促進事業 コミュニティー施設やイベントスペース等の集客施設として活用する場合 商店街魅力創出事業 ハード事業...案内板・サイン、駐車場、花壇・広場、休憩施設、インフォメーション及びバリアフリー等整備 ソフト事業...イベント開催費用 商店街情報化推進事業 インターネットやファックスネットの活用による情報サービスの提供等 商店街環境・リサイクル推進事業 商店街として取り組むゴミの減量化、環境リサイクル運動 モデル商店街バックアップ事業 石川県活性化モデル商店街支援事業の認定を受けて事業を実施する場合の事業者負担分への補助（金融機関の借入れ元利償還額） 2. 個店対策事業 空き店舗利用促進事業 チャレンジショップやアンテナショップ若しくは不足業種等の店舗として開設する場合 業種業態転換事業 既存の店舗を開設している者が、業種業態を転換し改めて店舗として開設する場合		
補助金額、補助率及び補助件数等	1. 商店街対策事業 空き店舗利用促進事業 ・ 改装費		

	2 年目 補助率1/3以内 400千円 (限度) 3 年目 補助率1/4以内 300千円 (限度) 業種業態転換事業 ・ 改装費 補助率1/3以内 2,000千円 (限度)
問い合わせ先 (申 込 先)	輪島市産業経済部商工業課 TEL 0768 - 23 - 1147
備 考	

■ 輪島市中小企業等産業育成支援制度

対 象 と な る 方	既存企業や進出又は新規創業する中小企業等の育成を図り、雇用の拡大と地元定住の促進による地域の活性化に繋げるため、輪島の資源を有効に活用した新商品の開発や販売促進等を支援する。		
対 象 と な る 事 業 内 容	新商品等研究開発費補助金 新製品等の研究開発に要する経費 販売促進費補助金 販路開拓を目的とする展示 P R 費 開設準備費補助金 新規事業所開設に要する施設整備費		
補助金額、補助率及び補助件数等	新商品等研究開発費補助金	補助率1/2以内	200万円 (限度)
	販売促進費補助金	補助率1/3以内	100万円 (限度)
	開設準備費補助金	補助率1/2以内	300万円 (限度)
問い合わせ先 (申 込 先)	輪島市産業経済部商工業課 TEL 0768 - 23 - 1147		
備 考			

■ 輪島市中小企業振興助成措置

対 象 と な る 方	中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会。 中小企業団体の組織に関する法律に規定する協業組合。商店街振興組合及び商店街振興組合連合会。											
対 象 と な る 事 業 内 容	協同組合等が行う中小企業高度化事業に適合するもの 事業に投下した固定資産の評価額の100分の1に相当する額を限度とする。											
補助金額、補助率及び補助件数等	<table><tr><td>投下した固定資産の評価額</td><td>基準率</td></tr><tr><td>5億円以下の部分</td><td>1/100</td></tr><tr><td>5億円を超え10億円以下の部分</td><td>0.5/100</td></tr><tr><td>10億円を超え20億円以下の部分</td><td>0.2/100</td></tr><tr><td>20億円を超える部分</td><td>0</td></tr></table>		投下した固定資産の評価額	基準率	5億円以下の部分	1/100	5億円を超え10億円以下の部分	0.5/100	10億円を超え20億円以下の部分	0.2/100	20億円を超える部分	0
投下した固定資産の評価額	基準率											
5億円以下の部分	1/100											
5億円を超え10億円以下の部分	0.5/100											
10億円を超え20億円以下の部分	0.2/100											
20億円を超える部分	0											
問い合わせ先 (申 込 先)	輪島市産業経済部商工業課 TEL 0768 - 23 - 1147											
備 考												

■ 加賀市産業振興条例に基づく助成事業

対 象 と な る 方	加賀市内に工場、事業所若しくは施設を設け、又は高度化事業を行う者
対 象 と な る 事 業 内 容	○ 対象事業 次の事業を行うものであって、投資額等の要件をそなえるもの。 工場の新設又は増設を行う製造業者又は物流に伴う加工を行う者 事業所を新設又は増設する民間研究所又は情報サービス業者であって、かつ用地を取得するもの 総合保養地整備法に規定する重点整備地区及びそれに準ずると市長が認める区域において、事業の用に供するため、用地を取得し、かつ施設を新設若しくは増設又は取得するもの 中小企業事業団法施行例に規定する中小企業高度化事業及びそれに準ずると市長が認めるもの ○ 対象経費 ～ は、用地の取得及び造成並びに建物、設備等の取得に要した経費 は、高度化事業に要した経費
補助金額、補助率及び補助件数等	[補 助 率] 5 %以内 ただし、 ～ の補助金の限度額は1億円 の補助金の限度額は2億円
問い合わせ先 (申 込 先)	加賀市商工課 TEL 0761 - 72 - 7905
備 考	

■ 加賀市国際標準規格等認証取得支援事業

対 象 と な る 方	国際標準化機構が制定した国際規格又はこれに準ずるもののうち市長が認めた規格の認証登録を受けた者
対 象 と な る 事 業 内 容	○ 対象事業 市内に事業所を有し、当該事業所に係る品質システム及び環境システムについて、審査登録機関によって次の規格の認証登録を受ける事業 (1) I S O 9000シリーズの内 I S O 9001、9002、9003 (2) Q S - 9000 (3) I S O 14000シリーズの内 I S O 14001 ○ 対象経費 国際標準規格等の新規の登録を受ける際に要した経費
補助金額、補助率及び補助件数等	○ 補助金額 審査登録機関に支払った審査登録料金の額を補助。 ただし、補助金の額は50万円を限度。 ○ 交付実績（12年度） 5 社
問い合わせ先 (申 込 先)	加賀市商工課 TEL 0761 - 72 - 7905
備 考	

■ 工場立地助成金制度

対 象 と な る 方	工場立地法の規定により工場適地とされた市内の地区及び市長が特に認める地区に立地する中小企業
対 象 と な る 事 業 内 容	1. 用地取得費 (3,000㎡以上) 2. 工場建設費 (床面積1,000㎡以上。用地取得後3年以内に操業開始すること。製造業、先端技術産業・同関連ソフト産業及び試験研究開発施設その他市長が特に認める事業。) 3. 操業時に常時雇用10人以上
補助金額、補助率及び補助件数等	1. 用地の取得及び造成に要した経費の5%以内で1億円を限度 (市長が特に認めるときは、10%以内で2億円を限度) 2. 工場の新增設に要した経費の5%以内で1億円を限度
問い合わせ先 (申 込 先)	松任市産業部経済振興課 TEL 076 - 274 - 9543
備 考	

■ 国際見本市出展事業奨励金制度

対 象 と な る 方	市内中小企業者
対 象 と な る 事 業 内 容	自社製品を国際見本市へ出展するために必要な経費 (小間料、小間装飾料、出品物の梱包料・輸送料、印刷費)
補助金額、補助率及び補助件数等	対象経費の2分の1以内で20万円を限度 交付を受けることができる回数 ・ 同一年度内に1回 ・ 初回交付年度から起算する5年度ごとの各期間において3回まで
問い合わせ先 (申 込 先)	松任市産業部経済振興課 TEL 076 - 274 - 9543
備 考	

■ 国際規格取得支援事業費補助制度

対 象 と な る 方	市内にISOの認証取得に係る主たる事業所を有する中小企業者
対 象 と な る 事 業 内 容	認証取得に必要な経費 (事前審査・最終審査に要する経費、品質監査員育成費、コンサルタント派遣費など登録審査料金)
補助金額、補助率及び補助件数等	限度額50万円
問い合わせ先 (申 込 先)	松任市産業部経済振興課 TEL 076 - 274 - 9543
備 考	認証取得に着手する段階で、計画書を提出してください。

■ 中小企業退職金共済制度加入促進助成金制度

対 象 と な る 方	市内に主たる事業所を有する中小企業者で、平成15年 3 月31日までに新規に中小企業退職金共済制度に加入した事業主
対 象 と な る 事 業 内 容	最初の 1 年間の共済掛け金
補助金額、補助率及び補助件数等	被共済者ごとの掛け金年額の20% 被共済者 1 人あたり12,000円を限度
問い合わせ先 (申 込 先)	松任市産業部経済振興課 TEL 076 - 274 - 9543
備 考	1 年間の掛け金を納付した後 3 ヶ月以内に申請してください。

■ 野々市町商店街環境整備事業補助金（環境整備事業）

対象となる方	商店街が形成されている地域に設立された事業協同組合または任意団体（概ね20人以上で構成し、その1/2以上が小売業・サービス業者であること）
対象となる事業内容	次に掲げる共同施設の設置 (1) 街路灯 (2) モニュメント・遊園施設 (3) 案内板・掲示板 (4) 顧客用無料駐車場（舗装及びフェンス・案内板の設置に限る） (5) 植樹・カラー舗装 用地取得費は対象としない
補助金額、補助率及び補助件数等	事業に要する経費の1/2以内 限度額 5,000千円
問い合わせ先（申込先）	野々市町商工労働課 TEL 076 - 294 - 8084
備考	

■ 野々市町商店街環境整備事業補助金（駐車場借地料補助事業）

対象となる方	商店街が形成されている地域に設立された事業協同組合または任意団体（概ね20人以上で構成し、その1/2以上が小売業・サービス業者であること）
対象となる事業内容	顧客用無料駐車場を借地して設置するもの及び既に整備された駐車場を貸借するもの 1. 1つの箇所の自動車駐車台数が5台以上であること 2. 当該団体が維持管理するものであること 3. 当該駐車場入口に利用方法等を表示してあること 4. 大型店舗が使用するものは対象としない
補助金額、補助率及び補助件数等	年間支払借地料の1/3以内 限度額(年額)200千円
問い合わせ先（申込先）	野々市町商工労働課 TEL 076 - 294 - 8084
備考	

■ 野々市町商店街環境整備事業補助金（街路灯電気料補助事業）

対象となる方	商店街が形成されている地域に街路灯を設置、管理している事業協同組合または任意団体
対 象 と な る 事 業 内 容	街路灯電気料補助
補助金額、補助率及び補助件数等	6月支払電気料に12カ月乗じた分の9/10以内
問い合わせ先 (申 込 先)	野々市町商工労働課 TEL 076 - 294 - 8084
備 考	

■ 野々市町中小企業振興事業補助金（新製品開発・販路開拓支援事業）

対象となる方	町内に事業所を有する中小企業者で石川ブランド優秀新製品販路開拓事業費補助金または石川県産業技術等研究開発補助金の交付を受けた者	町内に主たる事業所を有する中小企業者（製造業、卸売業のみ）
対 象 と な る 事 業 内 容	上の補助金の交付を受けた事業	1. 国内で開催される全国的規模の見本市または展示会への出品 2. 国外で開催される見本市または展示会で町長が認めるものへの出品 会場で即売を主たる目的とするもの及び小売業者によるものは除く
補助金額、補助率及び補助件数等	石川県知事が認めた補助対象経費のうち県補助金を差し引いた額の1/3以内 限度額 2,000千円	小間料、小間装飾料、出品物輸送料に要する経費のうち県補助金を差し引いた額の1/2以内 限度額 500千円
問い合わせ先 (申 込 先)	野々市町商工労働課 TEL 076 - 294 - 8084	
備 考		

■ 野々市町中小企業振興事業補助金（従業員福利厚生設備等設置事業）

対象となる方	町内に事業所を有する中小企業者
対象となる事業内容	従業員の福利厚生を目的とした設備等で次に掲げるものを設置または購入すること (1) 休憩のための設備、備品 (2) 教養娯楽、スポーツのための設備、備品 1. 業務・宣伝用に使用するもの及び主として企業内クラブ活動用に使用するものを除く 2. 同一企業に2年続けて補助することはしない
補助金額、補助率及び補助件数等	事業に要する経費の1/2以内 限度額 600千円
問い合わせ先（申込先）	野々市町商工労働課 TEL 076 - 294 - 8084
備考	

■ 野々市町中小企業振興事業補助金（若手経営者・管理者養成事業）

対象となる方	1. 商工会 2. 若手経営者・管理者により組織された団体で町長が認めた者
対象となる事業内容	補助対象者が、若手経営者・管理者のために行う研修、セミナー等の事業 概ね40才までの者を対象にした事業に限る
補助金額、補助率及び補助件数等	謝礼、交通費、宿泊費、会場借上料、資料代に要する経費の1/3以内 限度額 500千円
問い合わせ先（申込先）	野々市町商工労働課 TEL 076 - 294 - 8084
備考	

■ 野々市町国際標準化機構規格認証取得支援事業

対象となる方	町内に主たる事業所を有する中小企業者
対象となる事業内容	国際標準化機構(I S O)が定めた品質保証及び環境管理 I S O 9000シリーズ I S O 14000シリーズ 認証登録の取得後30日以内に申請
補助金額、補助率及び補助件数等	取得の際に審査登録機関に支払った審査登録料に相当する額 限度額 500千円
問い合わせ先(申込先)	野々市町商工労働課 TEL 076 - 294 - 8084
備考	

■ 野々市町中小企業新分野進出等支援事業補助金

対象となる方	町内に主たる事業所を有する中小企業者で県知事の計画承認を受けた者
対象となる事業内容	1. 特定中小企業者が行う新たな事業の分野への進出または海外への地域における事業の開始若しくは拡大に関する事業 2. 特定業種に属していない中小企業者または個人の特定業種に属する事業の開始に関するもの
補助金額、補助率及び補助件数等	補助対象経費のうち、国、県補助金を差し引いた額の1/3以内 限度額 1,000千円
問い合わせ先(申込先)	野々市町商工労働課 TEL 076 - 294 - 8084
備考	

■ 野々市町商工団体活性化促進事業費補助金

対象となる方	町内に事業所を有する商工業者により組織された事業協同組合または任意団体（概ね20人以上で構成し、その1/2以上が小売業・サービス業者であること）		
対象となる事業内容	設立運営に関する事業 (1) 設立の準備、調査、設立総会等に要する経費 (2) 運営に要する経費	共同事業 (1) 講演会、講習会、展示会、共同宣伝事業に要する経費 (2) 調査研究に要する経費	にぎわい創出事業(大型店対策) 顧客・消費者に対するイベントに要する経費

補助金額、補助率及び補助件数等	事業内容(1)の経費の3/4以内 限度額 400千円	事業内容(1)の事業費の1/2以内 限度額 1,000千円	国・県補助金を差し引いた事業費の2/3以内 限度額年間1事業 1,000千円
	事業内容(2)の経費の1/4以内 限度額 100千円	事業内容(2)の事業費の2/3以内 限度額 1,000千円	
問い合わせ先 (申込先)	野々市町商工労働課 TEL 076 - 294 - 8084		
備考			

■ 野々市町新商業活動支援事業補助金

対象となる方	町内で引き続き1年以上同一事業を営んでいる事業者
対象となる事業内容	インターネットを利用した新商業事業 サーバー登録料 コンテンツ作成料 ソフトインストール料 町税に滞納のない者
補助金額、補助率及び補助件数等	限度額300千円(1事業者当たり) 事業内容 の経費の1/3以内 事業内容 の経費の1/2以内 事業内容 の経費の1/2以内
問い合わせ先 (申込先)	野々市町商工労働課 TEL 076 - 294 - 8084
備考	

■ 野々市町雇用増進奨励金

対象となる方	雇用保険適用事業所の事業主
対象となる事業内容	障害者を新規雇用または中途障害者を引き続き雇用する事業主に奨励金を交付する 他の助成金、奨励金等の交付を受けている期間中は、交付しない
補助金額、補助率及び補助件数等	奨励金額 (1人につき月額) 20千円 交付期間 3年以内
問い合わせ先 (申込先)	野々市町商工労働課 TEL 076 - 294 - 8084
備考	

■ 宇ノ気町国際標準化機構規格認証取得支援事業費補助金

対象となる方	補助金の交付の対象となる者は、町内に住所を有する中小企業者で、平成12年4月1日以降に当該事業所に係る品質システム又は環境システムについて、認証登録を受けた事業者とする。
対象となる事業内容	補助金の交付の対象となる事業は、つぎの各号に掲げる国際規格の認証登録を受ける事業をいう。 (1) ISO9000シリーズの全て (2) ISO14000シリーズの全て
補助金額、補助率及び補助件数等	補助金の額は、補助金交付対象者が国際標準化規格等の新規の登録を受けた際に審査登録機関に支払った審査登録料とし、50万円を限度とする。また1補助対象者につき、1回とする。
問い合わせ先(申込先)	宇ノ気町産業振興課 TEL 076 - 283 - 1111
備考	

■ 宇ノ気町中小企業新製品開発等奨励金

対象となる方	石川県中小企業技術交流展、機械工業見本市金沢又はいしかわ情報システムフェアに出展し、一定の技術的評価を受けた製品の中から選考する。
対象となる事業内容	町長は次の各号のいずれかに該当する優秀な製品に対して、予算の範囲内において奨励金を交付するものとする。 (1) 新物質又は新材料の開発又は利用 (2) 機械器具又は装置の新規開発 (3) 新システム又は新工法の開発 (4) 生産、加工又は処理のための新技術開発 (5) 省資源、省力化、公害防止に資するもの (6) その他特に町長が優秀と認めたもの
補助金額、補助率及び補助件数等	
問い合わせ先(申込先)	宇ノ気町産業振興課 TEL 076 - 283 - 1111
備考	

■ 国際標準化機構規格認証取得支援事業補助金

対象となる方	志賀町内に事業所を有する事業者
対象となる事業内容	国際標準化機構規格認証（ISO9000シリーズ及び14000シリーズの全て）の取得事業
補助金額、補助率及び補助件数等	[補助金額] 50万円限度 [補助率] 対象経費の1/2以内 [対象経費] 新規の登録を受けた際に審査登録機関に支払った経費 [交付実績（12年度）] 6事業所
問い合わせ先（申込先）	志賀町商工観光課 TEL 0767 - 32 - 1111
備考	

■ 押水町新製品開発・販路開拓支援事業助成金

対象となる方	押水町内事業者
対象となる事業内容	押水町内事業者が行う新製品の開発並びに新規販路の開拓事業
補助金額、補助率及び補助件数等	事業に係る経費の一部を助成 [補助金限度額] 新製品開発 15万円 販路開拓 10万円 [交付実績（12年度）] 1件 10万円
問い合わせ先（申込先）	押水町企画財政課 TEL 0767 - 28 - 5503
備考	

■ 国際標準化機構規格認証取得支援事業補助金

対象となる方	押水町内に住所を有する事業所
対象となる事業内容	押水町内に住所を有する事業所が行う国際標準化機構（ISO）が定めた品質保証及び環境管理、監査の国際規格の認証取得 ISO9000シリーズ 品質管理及び品質保証の国際規格 ISO14000シリーズ 環境管理及び環境監査の国際規格
補助金額、補助率及び補助件数等	認証取得に係る審査手数料の一部を助成 [補助金限度額] 50万円
問い合わせ先（申込先）	押水町企画財政課 TEL 0767 - 28 - 5503
備考	

2. 各種機関の補助金・助成金制度

(1) 財団法人電源地域振興センター

■ 電源過疎地域等企業立地促進事業

対 象 と な る 方	電源過疎地域等における企業立地を促進するため、電源地域のうち原子力立地地域、要対策重要電源地域、開発促進重要地点、過疎地域、産炭地域などに立地する企業に対して補助金を交付します。 本制度適用市町村：珠洲市、輪島市、柳田村、内浦町、富来町、中島町、能登島町、志賀町、田鶴浜町、鳥屋町、鹿西町、羽咋市、鳥越村、河内村、吉野谷村、白峰村																			
対 象 と な る 事 業 内 容	企業が生産、または、営業の用に直接供する設備を整備する事業 交付要件：雇用者の増加数が5人以上であること																			
補助金額、補助率及び補助件数等	次の補助金交付単価表によって算定されます。 <table><tr><th rowspan="2">地域 / 雇用</th><th colspan="3">増加雇用者数</th></tr><tr><th>5 ～ 9 人</th><th>10 ～ 19 人</th><th>20 人以上</th></tr><tr><td>原子力立地地域</td><td>7,500円 (1.0億円)</td><td>10,000円 (1.5億円)</td><td>12,500円 (2.0億円)</td></tr><tr><td>要対策重要電源、 開発促進重要地点</td><td>2,500円 (0.5億円)</td><td>3,750円 (1.0億円)</td><td>5,000円 (1.5億円)</td></tr><tr><td>電源過疎地域、 電源産炭地域</td><td>1,250円 (0.3億円)</td><td>2,500円 (0.5億円)</td><td>3,750円 (1.0億円)</td></tr></table> 1 () 内の金額は、交付上限額。 2 要対策重要電源及び開発促進重要地点のうち原子力地点については、原子力立地地域の単価を用いるものとする。 3 核燃料サイクル地域については、原子力立地地域の2割増となる。	地域 / 雇用	増加雇用者数			5 ～ 9 人	10 ～ 19 人	20 人以上	原子力立地地域	7,500円 (1.0億円)	10,000円 (1.5億円)	12,500円 (2.0億円)	要対策重要電源、 開発促進重要地点	2,500円 (0.5億円)	3,750円 (1.0億円)	5,000円 (1.5億円)	電源過疎地域、 電源産炭地域	1,250円 (0.3億円)	2,500円 (0.5億円)	3,750円 (1.0億円)
地域 / 雇用	増加雇用者数																			
	5 ～ 9 人	10 ～ 19 人	20 人以上																	
原子力立地地域	7,500円 (1.0億円)	10,000円 (1.5億円)	12,500円 (2.0億円)																	
要対策重要電源、 開発促進重要地点	2,500円 (0.5億円)	3,750円 (1.0億円)	5,000円 (1.5億円)																	
電源過疎地域、 電源産炭地域	1,250円 (0.3億円)	2,500円 (0.5億円)	3,750円 (1.0億円)																	
問 い 合 せ 先 (申 込 先)	(財)電源地域振興センター 〒107-6027 東京都港区赤坂 1 - 12 - 32 アーク森ビル27階 TEL：(03) 5562-9711 FAX：(03) 5562-9802 E-mail: cpr-r002@po.iijnet.or.jp																			
備 考																				

(2) 財団法人食品産業センター

■ 食品産業再生・新事業創出技術開発事業

対 象 と な る 方	法人格を有する企業及び事業協同組合等の民間団体
対 象 と な る 事 業 内 容	本事業では2000年以降取組むべき技術課題を「フロンティア計画2000」としてとりまとめ、次の技術領域別に募集いたします。 生活者の新たなニーズに対応する新食品の開発に関わる技術領域 ・ 機能性食品の開発技術 ・ その他の新食品の開発技術 品質の高度化を図る技術領域 ・ 品質の向上に関する技術 ・ 食品の安全性向上に関する技術
補助金額、補助率及び補助件数等	1 課題あたりの国が負担する技術開発費はつぎのようになります。 フィージビリティスタディ：700万円程度を上限 補助率は定額（100%補助）となります。
問い合わせ先 (申 込 先)	財団法人食品産業センター技術開発部 TEL 03 - 3224 - 2376 FAX 03 - 3224 - 2398 ホームページアドレス http://www.shokusan.or.jp
備 考	

(3) 財団法人石川県産業創出支援機構

■ 開発成果事業化支援事業費補助金

対象となる方	創業7年以内又は新分野に進出しようとする中小企業者等で過去2年以内に石川県又は(財)石川県産業創出支援機構の支援を受けた方
対象となる事業内容	過去2年以内に石川県又は(財)石川県産業創出支援機構の支援を受けて開発した試用品の製作及び性能試験・モニター評価事業
補助金額、補助率及び補助件数等	補助対象経費の1/2以内で50万円～200万円の範囲
問い合わせ先(申込先)	(財)石川県産業創出支援機構 新規事業支援部 TEL 076 - 267 - 1244
備考	応募締切：平成13年6月29日(金) 専門家による審査を経て、補助対象企業を決定します

■ 研究開発助成金

対象となる方	原則として、石川県内に本店（個人にあっては住所）を有する中小企業等
対象となる事業内容	石川県産業科学技術振興指針に定める重点技術分野に関する研究開発事業
補助金額、補助率及び補助件数等	助成対象経費の1/2以内で200万円以内 交付実績（平成12年度） 8件
問い合わせ先(申込先)	(財)石川県産業創出支援機構 新規事業支援部 TEL 076 - 267 - 1244
備考	募集は、終了しました。 専門家による審査を経て、助成対象企業を決定します。

(4) 社団法人石川県雇用対策協会

■ 新規・成長分野雇用奨励金

対象となる方	新規・成長15分野及び中小企業創造活動促進法に基づく事業を行う事業主。
対象となる事業内容	【支給対象事業主】 次のいずれにも該当する事業主に対して支給されます。 新規・成長分野事業を行う事業主であること。 雇用保険の適用事業の事業主であること。 新規・成長分野への雇用に関して、雇入れ計画を事前に作成し、雇入れ予定時期を前倒しして雇い入れるものであること。 60歳未満の求職者（非自発的離職者、未就職卒業者、<u>公共職業安定所の受講指示又は推薦による公共職業訓練等受講者</u>）を雇い入れるものであること。 公共職業安定所の紹介により雇い入れるものであること。 常用労働者（短時間労働被保険者を除く一般被保険者）として雇い入れるものであること。 当該事業所の行う事業において付随的と認められる職種以外の労働者を雇い入れる事業主であること。 雇入れ計画書の提出日の6か月前の日以降奨励金の支給決定までの間に、当該事業所において常用労働者を事業主都合により解雇（勧奨退職を含む）したことがないこと。 雇入れ1か月後の常用労働者数が雇入れ前の常用労働者数と比較して増加していること。 出勤簿、賃金台帳、労働者名簿等の書類を整備していること。 平成11年8月1日以降離職した者を再び同一事業主が雇い入れるものでないこと。
補助金額、補助率及び補助件数等	【支給金額】 対象労働者1人につき70万円が支給されます。
問い合わせ先（申込先）	(社)石川県雇用対策協会 TEL 076 - 222 - 3606
備考	本奨励金は平成13年度をもって終了いたします。 下線部分は、平成12年5月16日から平成13年9月30日までの間の雇入れに適用されます。

■ 新規・成長分野能力開発奨励金

対象となる方	新規・成長15分野及び中小企業創造活動促進法に基づく事業を行う事業主。受講奨励金については、受講した者。
対象となる事業内容	【支給対象者】 能力開発奨励金は、次のいずれにも該当する職業訓練について、これを実施した事業主に対し実施奨励金が、受講した者に対し受講奨励金が支給されます。 (イ) 当該職業訓練を実施した事業主が、次のいずれにも該当すること。 ① 新規・成長分野事業を行う事業主であること。 ② 雇用保険の適用事業の事業主であること。

	(ロ) 当該職業訓練の受講者が、次のいずれにも該当する者であって公共職業安定所の受講推薦に基づき受講した者であること。 ① 公共職業安定所に求職の申込みをしている者であって、雇用保険の受給資格者でない者。 ② 非自発的な理由による離職後2年以内であって<u>60歳未満</u>の者又は<u>未就職卒業</u>者。 (ハ) 当該職業訓練の内容が次のいずれにも該当するものであること。 ① 訓練が雇用・能力開発機構都道府県センターの承認を受けた計画に基づき実施されるものであること。 ② 訓練が雇用・能力開発機構都道府県センターの指導等のもとに実施されるものであること。 ③ 訓練の実施状況に関する報告を雇用・能力開発機構都道府県センターに行うものであること。
補助金額、補助率及び補助件数等	【支給金額】 (1) 実施奨励金は、訓練の内容に応じて受講生1人につき1月当たり次の額が事業主に支給されます。 もっぱらOJTにより実施されるもの 24,100円 座学が訓練時間の1割を超えるもの 90,000円 (2) 受講奨励金は、職業訓練を受けた日数に応じて1日当たり6,500円が支給されます。
問い合わせ先 (申込先)	社石川県雇用対策協会 TEL 076 - 222 - 3606 雇用・能力開発機構石川センター TEL 076 - 222 - 1771
備考	本奨励金は平成13年度をもって終了いたします。 下線部分は、平成12年5月16日から平成13年9月30日までの間の訓練に適用されます。

■ 継続雇用定着促進助成金

対象となる方	労働協約または就業規則を改正し、希望者全員を65歳以上（条件によっては61歳以上）の年齢まで継続して雇用する制度を新たに導入した事業主。 （継続雇用制度奨励金（第 種）、多数継続雇用助成金（第 種） （定年延長職業適応助成金（第 種）の3制度から構成）
対象となる事業内容	【継続雇用制度奨励金（第 種）】 対象となる事業主 次のいずれにも該当する雇用保険の適用事業主に支給されます。 当該継続雇用制度の導入日前に、労働協約又は就業規則により60歳以上の定年が定められていること。 労働協約の改定若しくは締結、又は就業規則の変更若しくは作成により、次の(イ)又は(ロ)に該当する継続雇用制度を設けたものであること。 (イ) 次のいずれかにより、61歳以上の年齢まで雇用する制度を設けたこと（以下「定年延長等」という）。 a. 定年を61歳以上の年齢に引き上げることにより、当該引上げ前の定年を超える年齢の者を当該引上げ後の定年に達するまで雇用する制度。

対 象 と な る 事 業 内 容	b. 定年後も継続して雇用されることを希望する者を、定年に達した後、一定の期間毎に雇用契約を更新することにより、中断することなく継続して雇用する制度（当該事業所の正規の従業員たる地位の保持を伴わないものは除く）。 c. 定年後も継続して雇用されることを希望する者について、一定の要件を満たす在籍出向により雇用を継続させ、出向契約に基づき出向先事業所に対して、出向期間中の賃金について補助を行う制度。 (ロ) 次のいずれかにより、65歳以上の年齢まで雇用する制度を設けたこと（以下「定年延長等以外の継続雇用制度」という） a. 定年後も継続して雇用されることを希望する者を、定年により退職した日の翌日から起算して7日以内に再び雇い入れ、一定の期間毎に雇用契約を更新することにより、中断することなく継続して雇用する制度。 b. 定年後も継続して雇用されることを希望する者を、定年に達した後、一定の期間毎に雇用契約を更新することにより、中断することなく継続して雇用する制度。 c. 定年後も継続して雇用されることを希望する者を、定年により退職した日の翌日から起算して7日以内に、一定の要件を満たす在籍出向により雇用を継続させ、出向契約に基づき出向先事業所に対して、出向期間中の賃金について補助を行う制度。ただし、正規の従業員たる地位を保持させつつ退職日の翌日に再雇用する制度については上記(イ)の「定年延長等」とみなす。 上記 の継続雇用制度は導入前の過去における定年又は継続雇用制度による最高の退職年齢を超えるものであること。 上記 の継続雇用制度を導入した日に、常用被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）のうち、1年以上継続して雇用されている55歳以上65歳未満の常用被保険者が1人以上雇用されていること。
補助金額、補助率及び補助件数等	導入した継続雇用制度の内容により、従業員規模及び継続雇用期間に応じて、1年毎（最大限5年間）に40万円～300万円が支給されます。
問い合わせ先 (申 込 先)	(社)石川県雇用対策協会 TEL 076 - 222 - 3606
備 考	第 種の申請は、継続雇用制度を導入した日の翌日から1年以内です。 第 種及び第 種の申請は、第 種を受給した事業主が対象となります。

■ 在職者求職活動支援助成金

対 象 と な る 方	定年、解雇、その他の事業主の都合により離職することとなっている高年齢者等のうち、離職後再就職を希望する者に対して一定の再就職援助措置を講じた事業主
対 象 と な る 事 業 内 容	次の3つの助成金より構成されています。 1. 求職活動支援給付金 45歳以上65歳未満の高年齢者等が、在職中に求職活動を行う日について、休暇を与え、その休暇について通常支払われる賃金相当額以上の額を支払った事業主。事前に公共職業安定所長に所定の計画書を提出していること。

	2. 再就職支援体制整備奨励金 再就職相談室等の新設、改善、開拓員設置等在職求職高年齢者等の再就職援助の支援体制を整備した中小企業事業主の団体。 3. 在職求職高年齢者受入給付金 45歳以上65歳未満の再就職援助計画の対象者を失業を経ずに雇い入れ、且つ、当該対象者を相当期間雇用することが見込まれる事業主。
補助金額、補助率及び補助件数等	1. 1人1日当たり5,000円（1人当たり30日分限度） 2. 再就職支援のための施設等から1年の間に要した必要経費の1/2相当額。（100万円限度） 3. 雇い入れ1人当たり30万円。
問い合わせ先（申込先）	社石川県雇用対策協会 TEL 076 - 222 - 3606
備考	

■ 高年齢者雇用環境整備奨励金

対象となる方	60歳以上65歳未満の高年齢者の作業を容易にするために施設・設備を改善（高年齢者職場改善）し、又は高年齢者を多数雇用する事業所（法人）を新たに設立（高年齢者事業所設置）して、高年齢者の雇用数を増加させた事業主。
対象となる事業内容	1. 高年齢者職場改善事業主 高年齢者職場改善を行う事業主は、次のいずれの要件も満たしていることが必要です。 (1) 60歳以上の定年を定めているか若しくは定年を定めていない事業主 (2) 高年齢者の作業を容易にするための施設・設備の改善計画（高年齢者職場改善計画、所要経費500万円以上）を都道府県高年齢者雇用開発協会を通じて(財)高年齢者雇用開発協会に提出し、その認定を受けた日の翌日から1年6ヶ月（施設を設置する場合は2年）以内に当該計画を実施した事業主 (3) 当該事業所において、60歳以上65歳未満の高年齢者の雇用人数を当該期間中に1人以上増加させた事業主 2. 高年齢者事業所設置事業主 高年齢者事業所設置を行う事業主は、次のいずれの要件も満たしていることが必要です。 (1) 65歳の定年を定めているか又は60歳以上の定年を定めており、再雇用等により希望者全員を引き続き65歳まで雇用する制度を設けているか若しくは定年を定めていない事業主 (2) 高年齢者を多数雇用する事業所（法人）を新たに設立し、事業を開始するための計画（高年齢者事業所設置計画、所要経費500万円以上）を設立登記の日の翌日から3ヶ月以内に都道府県高年齢者雇用開発協会を通じて(財)高年齢者雇用開発協会に提出し、その認定を受けた日の翌日から2年以内に当該計画を実施した事業主 (3) 当該事業所で雇用する高年齢者は、55歳以上65歳未満の高年齢者を10人以上雇用し、その雇用割合が50%以上であって、60歳以上65歳未満の高年齢者の雇用割合が25%以上となっている事業主

補助金額、補助率及び補助件数等	高年齢者の雇用増加人数及び改善等に要した費用に応じて、1年毎に25万円～2,000万円が改善の場合は3回、設置の場合は5回支給されます。
問い合わせ先 (申込先)	(社)石川県雇用対策協会 TEL 076 - 222 - 3606
備考	施設・設備の改善とは、現状の高年齢者の作業を容易にするためのものに限られます。

■ 高年齢者共同就業機会創出助成金

対象となる方	60歳以上の高年齢者が、自らの職業経験等を活用すること等により、3人以上で共同してそれぞれ出資し、事業を創設（法人）した事業主。
対象となる事業内容	【支給対象者】 次のいずれにも該当する事業主に対して支給されます。 1. 高年齢者共同就業機会創出事業を行う事業主であること。 2. 高年齢者共同就業機会創出事業計画書を、次の期間内に都道府県高年齢者雇用開発協会を経由して(財)高年齢者雇用開発協会へ提出し、認定を受けた事業主であること。 第1回受付 平成13年5月1日～同年5月31日 （平成12年10月1日から平成13年3月31日までの間に法人の設立登記を行った事業主が対象です。） 第2回受付 平成13年8月1日～同年8月31日 （平成13年4月1日から同年6月30日までの間に法人の設立登記を行った事業主が対象です。） 第3回受付 平成13年11月1日～同年11月30日 （平成13年7月1日から同年9月30日までの間に法人の設立登記を行った事業主が対象です。） 3. 法人の設立登記の日以降6か月以上、事業を営んでいる事業主であること。 4. 法人の設立登記の日以後6か月以内に支給対象経費を支払った事業主であること。
補助金額、補助率及び補助件数等	支給対象経費の合計額の3分の2で500万円が限度です。
問い合わせ先 (申込先)	(社)石川県雇用対策協会 TEL 076 - 222 - 3606
備考	高齢創業者とは、法人設立登記の日から、当該事業以外の会社経営者、個人経営者又は雇用労働者でない者であって、全てが当該事業に日常的に従事（専業）している者のことです。

(5) 雇用・能力開発機構石川センター

■ 中小企業人材確保事業助成金（第1種）

対象となる方	石川県知事から中小企業労働力確保法に基づく改善計画の認定を受け、石川労働局職業対策課長が指定する組合等が、その構成員である中小企業者に係る雇用管理の改善に関する調査研究及び当該中小企業者に対する相談、指導その他の事業を行う場合に助成する。
対象となる事業内容	年次計画策定・調査事業 雇用環境改善事業 採用活動改善事業 新技術活用普及事業 退職金制度整備充実事業 福利厚生改善共同事業 人材確保推進員の設置 の事業については必ず実施し、併せて 及び の事業のうち、少なくとも一つの事業を実施する必要がある。 なお、 の福利厚生改善共同事業は、認定組合等が構成事業主の雇用する労働者の利用に供するために、共同福利厚生施設を自ら設置するか、又は、賃借して運営する事業。
補助金額、補助率及び補助件数等	から 及び の事業を行う対象認定組合等に対して、その実施に要した費用の額の2/3に相当する額を継続する3事業年度にわたり助成。 また、対象認定組合等が の事業を実施する場合は、その実施に要した費用の額の1/5に相当する額（その額が200万円を超えるときは、200万円を限度とする。）を加算して助成する。
問い合わせ先（申込先）	雇用・能力開発機構石川センター 相談部門 〒920-0853 金沢市本町1丁目5番2号 TEL (076) 222-1741 FAX (076) 222-5770
備考	

■ 中小企業人材確保推進事業助成金（第2種）

対象となる方	第1種人材確保推進事業を終了した対象認定組合等が、引き続きその構成員である中小企業者に対して、第1種人材確保推進事業の実施による雇用管理の改善に関する情報の提供及びこれに基づく指導その他の事業を行う場合のみ助成する。
対象となる事業内容	事業定着調査事業 モデル事業普及活動事業 人材確保推進員の設置
補助金額、補助率及び補助件数等	から の事業を行う対象認定組合等に対して、その実施に要した費用の額の1/2に相当する額（その額が240万円を超えときは、240万円を限度とする。）を継続する2事業年度にわたり助成する。
問い合わせ先（申込先）	雇用・能力開発機構石川センター 相談部門 〒920-0853 金沢市本町1丁目5番2号 TEL (076) 222 - 1741 FAX (076) 222 - 5770
備考	

■ 中小企業高度人材確保助成金

対象となる方	認定中小企業者又は認定組合等の構成中小企業者に該当する方、雇用保険の適用事業主となっている方等
対象となる事業内容	創業、異業種の進出、新製品、新商品の開発、高付加価値化、販路の拡大を目指して新分野展開等を担う基盤となる人材（以下「高度人材」という。）を雇入れ、出向などの形態により受け入れ、併せて高度人材と同数以上の一般労働者を雇い入れた場合。（高度人材1人の受け入れに対し、必ず1人以上の一般労働者の雇い入れが必要です。） 高度人材 人事管理、経理・財務、営業・販売、商品開発、生産管理等の経営戦略の専門家 科学技術に精通し、製品開発、技術開発、技術指導の経験がある者 中小企業診断士、弁護士、税理士、公認会計士、弁理士、社会保険労務士
補助金額、補助率及び補助件数等	高度人材の受入りに係る賃金等の1/3（高度人材3人分を限度）を1年間を限度として支給されます。 （一般労働者の雇入れが、特定雇用調整業種等の事業所からの雇入れであるときには助成率が1/2になる場合があります。）
問い合わせ先（申込先）	雇用・能力開発機構石川センター 相談部門 〒920-0853 金沢市本町1丁目5番2号 TEL (076) 222 - 1741 FAX (076) 222 - 5770
備考	助成金を利用するためには、都道府県知事から改善計画の認定を受けていることが必要です。

■ 中小企業雇用環境整備奨励金

対 象 と な る 方	・ 認定中小企業者又は認定組合等の構成中小企業者に該当する方 ・ 雇用保険の適用事業主となっている方 ・ 労働環境の改善又は福利厚生充実を図るため設備や施設を設置・整備し、併せて新たに労働者を雇い入れ、企業全体で常用労働者数を増加させた事業主の方																									
対 象 と な る 事 業 内 容	省力化設備（労働時間短縮のための設備）、労働環境改善設備（空調設備、防音設備等）又は福祉施設（従業員宿舎、保健施設、給食施設、託児施設等）の設置・整備を行い、併せて労働者の雇い入れを行った場合 （事 例） 食品製造を営むM社は、本社工場の市街地からの移転に伴い、中小企業雇用環境整備奨励金（750万円）を活用し、社員食堂と休養室の設置と各種備品の整備を実現しました。付近に食堂などのない所のため社員にも大好評で、新規採用者も20名を確保しています。																									
補助金額、補助率及び補助件数等	設備又は施設の設置・整備に要した費用及び雇い入れ数に応じ以下の額が支給されます。 <table><tr><th> 雇入れ数 費 用 </th><th>1～9人</th><th>10～19人</th><th>20人</th><th>加算額</th></tr><tr><td>500～1,000未満</td><td>75</td><td>112.5</td><td>150</td><td>2.5</td></tr><tr><td>1,000～2,000未満</td><td>150</td><td>225</td><td>300</td><td>5</td></tr><tr><td>2,000～5,000未満</td><td>300</td><td>450</td><td>600</td><td>10</td></tr><tr><td>5,000～</td><td>750</td><td>1,125</td><td>1,500</td><td>25</td></tr></table>	雇入れ数 費 用	1～9人	10～19人	20人	加算額	500～1,000未満	75	112.5	150	2.5	1,000～2,000未満	150	225	300	5	2,000～5,000未満	300	450	600	10	5,000～	750	1,125	1,500	25
雇入れ数 費 用	1～9人	10～19人	20人	加算額																						
500～1,000未満	75	112.5	150	2.5																						
1,000～2,000未満	150	225	300	5																						
2,000～5,000未満	300	450	600	10																						
5,000～	750	1,125	1,500	25																						
問 い 合 せ 先 (申 込 先)	雇用・能力開発機構石川センター 相談部門 〒920-0853 金沢市本町1丁目5番2号 TEL (076) 222-1741 FAX (076) 222-5770																									
備 考	助成金を利用するためには、都道府県知事から改善計画の認定を受けていることが必要です。																									

■ 中小企業雇用創出人材確保助成金

対 象 と な る 方	・ 認定中小企業者に該当する方 ・ 雇用保険の適用事業主となっている方等
対 象 と な る 事 業 内 容	新分野進出（創業、異業種進出）等に必要労働者を新たに雇い入れを行う場合 （事 例） Aさんは20年勤めた会社を退職し、これまでの経験と技術を生かして、ソフトウェア開発の会社を創業し、それにともない1,000万円の経費をかけて事業に必要な施設・設備等を整備し、5名の労働者を採用したところ、その賃金の一部が助成されました。

補助金額、補助率及び補助件数等	対象人数は6人まで。 対象労働者の賃金（1年分）の1/3が支給されます。 雇用保険の基本手当日額最高額（平成12年8月現在10,650円）の300日分を上限とします。
問い合わせ先（申込先）	雇用・能力開発機構石川センター 相談部門 〒920-0853 金沢市本町1丁目5番2号 TEL (076) 222 - 1741 FAX (076) 222 - 5770
備考	助成金を利用するためには、都道府県知事から改善計画の認定を受けている必要があるほか、新分野進出等（創業、異業種進出）に伴う経費が300万円以上である必要があります。

■ 受給資格者創業特別助成金（平成14年3月末までの暫定措置）

対 象 と な る 方	中小企業雇用創出人材確保助成金の支給対象事業主である方 事業の開始の日の前日において雇用保険の受給資格者であった個人事業主の方等									
対 象 と な る 事 業 内 容	雇用保険の受給資格者であった個人事業主が認定中小企業者となり創業に伴い労働者を雇い入れた場合。									
補助金額、補助率及び補助件数等	<table><tr><th>雇い入れ数</th><th>支給額</th></tr><tr><td>1 人</td><td>80万円</td></tr><tr><td>2 人</td><td>100万円</td></tr><tr><td>3 人以上</td><td>120万円</td></tr></table>		雇い入れ数	支給額	1 人	80万円	2 人	100万円	3 人以上	120万円
雇い入れ数	支給額									
1 人	80万円									
2 人	100万円									
3 人以上	120万円									
問 い 合 せ 先 (申 込 先)	雇用・能力開発機構石川センター 相談部門 〒920-0853 金沢市本町 1 丁目 5 番 2 号 TEL (076) 222 - 1741 FAX (076) 222 - 5770									
備 考	助成金を利用するためには、都道府県知事から改善計画の認定を受けている必要があるほか、新分野進出等（創業、異業種進出）に伴う経費が300万円以上であることが必要です。									

■ 中小企業雇用創出雇用管理助成金

対象となる方	認定中小企業者に該当する方 雇用保険の適用事業主となっている方等
対象となる事業内容	新分野進出に係る雇用管理の改善を図るための事業を行い認定計画に定める目標を認定し、併せて新分野進出等に必要な労働者を雇い入れた場合。 対象事業 ・ ホームページの作成 ・ 求人情報誌等への掲載

	・ 募集・採用パンフレットの作成 ・ 雇用管理の改善に資する就業規則の策定等に係る相談等（コンサルタント委託）など
補助金額、補助率及び補助件数等	雇用管理改善事業に要した額の1/2（限度額100万円）が支給されます。（かかった費用が、20万円以上であること。）
問い合わせ先（申込先）	雇用・能力開発機構石川センター 相談部門 〒920-0853 金沢市本町1丁目5番2号 TEL (076) 222 - 1741 FAX (076) 222 - 5770
備考	助成金を利用するためには、都道府県知事から改善計画の認定を受けている必要があるほか、新分野進出等（創業、異業種進出）に伴う経費が300万円以上である必要があります。

■ 中小企業雇用創出等能力開発給付金

対象となる方	認定中小企業者又は認定組合等の構成中小企業者に該当する方 雇用保険の適用事業主となっている方等
対象となる事業内容	高付加価値化や新分野進出等を担う人材育成を図るため、事業主が従業員に対し教育訓練等を行った場合。
補助金額、補助率及び補助件数等	教育訓練に要した費用の3/4（1人1コース当たり10万円を限度）及び賃金の3/4（1日当たりの助成額の上限は、雇用保険の基本手当日額最高額の10,650円（平成12年8月現在））が支給されます。
問い合わせ先（申込先）	雇用・能力開発機構石川センター 相談部門 〒920-0853 金沢市本町1丁目5番2号 TEL (076) 222 - 1741 FAX (076) 222 - 5770
備考	助成金を利用するためには、都道府県知事から改善計画の認定を受けている必要があるほか、新分野進出等（創業、異業種進出）に伴う経費が300万円以上である必要があります。

■ 地域高度技能人材確保助成金

対象となる方	・ 高度技能活用雇用安定地域内の事業所において、高度の技能等を活用した新事業展開を図る事業主で雇用保険の適用事業主である方。 ・ 一定の業種（特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に基づく「基盤的技術産業」をいいます。）に属する事業所の事業主の方等
対象となる事業内容	特定地域事業主が、高度の技能を活用し、新事業展開を図るために、高度技能人材を受け入れ（雇用・出向等）、併せて高度技能活用雇用安定地域に居住する求職者（以下「技能活用地域求職者」という。）を雇い入れること。受け入れた高度技能人材1人につき、技能活用地域求職者1人以上を必ず雇い入れること。 技能活用地域求職者の雇い入れにより、対象事業主の常用労働者数が増加すること。

補助金額、補助率及び補助件数等	高度技能人材及び技能活用地域求職者に支払った賃金等を大企業は1/4（中小企業は1/3）を1年間を限度として助成します。 ただし、1日10,650円を限度とします。
問い合わせ先（申込先）	雇用・能力開発機構石川センター 相談部門 〒920-0853 金沢市本町1丁目5番2号 TEL (076) 222 - 1741 FAX (076) 222 - 5770
備 考	

■ 地域高度技能活用雇用環境整備奨励金

対 象 と な る 方	高度技能活用雇用安定地域内の事業所において、高度の技能等を活用した新事業展開を図る事業主で雇用保険の適用事業主である方 一定の業種（特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に基づく（「基盤的技術産業」をいいます。)) に属する事業所の事業主の方等																																						
対 象 と な る 事 業 内 容	特定地域事業主が、高度の技能等を活用し、新事業展開を図るために、労働環境改善設備（冷暖房装置、消音・吸音装置等）又は福祉施設（社宅等の住宅、保健施設、給食施設等）の設置又は整備を行い、併せて高度技能活用雇用安定地域に居住する求職者（以下「技能活用地域求職者」という。）を雇い入れること。 設備又は施設の設置・整備に当たっては、その費用の額が500万円以上であること。 技能活用地域求職者を雇用保険の一般被保険者として1人以上雇い入れ、常用労働者数が増加すること。																																						
補助金額、補助率及び補助件数等	設備・施設の設置・整備に要した費用及び雇い入れた人数に応じた次の額を中小企業事業主へ支給します。 <table><tr><th>費 用 \ 人 数</th><th>1 ～ 9 人</th><th>10 ～ 19 人</th><th>20 人 ～</th></tr><tr><td>500 ～ 1,000万円未満</td><td>75万円 (50万円)</td><td>112.5万円 (70万円)</td><td>150万円 (100万円)</td></tr><tr><td>1,000 ～ 2,000万円未満</td><td>150万円 (100万円)</td><td>225 万円 (150万円)</td><td>300万円 (200万円)</td></tr><tr><td>2,000 ～ 5,000万円未満</td><td>300万円 (200万円)</td><td>450 万円 (300万円)</td><td>500万円 (400万円)</td></tr><tr><td>5,000万円以上</td><td>750万円 (500万円)</td><td>1,120 万円 (750万円)</td><td>1,500万円 (1,000万円)</td></tr></table> () 内の額は大企業事業主の場合 なお、設置・整備した設備・施設を自社の被保険者であった者が創業した企業の被保険者に利用させる場合は、次の額を加算します。 <table><tr><th>費 用 \ 規 模</th><th>大企業</th><th>中小企業</th></tr><tr><td>500 ～ 1,000万円未満</td><td>15万円</td><td>22.5万円</td></tr><tr><td>1,000 ～ 2,000万円未満</td><td>30万円</td><td>45 万円</td></tr><tr><td>2,000 ～ 5,000万円未満</td><td>60万円</td><td>90 万円</td></tr><tr><td>5,000万円以上</td><td>150万円</td><td>225 万円</td></tr></table>				費 用 \ 人 数	1 ～ 9 人	10 ～ 19 人	20 人 ～	500 ～ 1,000万円未満	75万円 (50万円)	112.5万円 (70万円)	150万円 (100万円)	1,000 ～ 2,000万円未満	150万円 (100万円)	225 万円 (150万円)	300万円 (200万円)	2,000 ～ 5,000万円未満	300万円 (200万円)	450 万円 (300万円)	500万円 (400万円)	5,000万円以上	750万円 (500万円)	1,120 万円 (750万円)	1,500万円 (1,000万円)	費 用 \ 規 模	大企業	中小企業	500 ～ 1,000万円未満	15万円	22.5万円	1,000 ～ 2,000万円未満	30万円	45 万円	2,000 ～ 5,000万円未満	60万円	90 万円	5,000万円以上	150万円	225 万円
費 用 \ 人 数	1 ～ 9 人	10 ～ 19 人	20 人 ～																																				
500 ～ 1,000万円未満	75万円 (50万円)	112.5万円 (70万円)	150万円 (100万円)																																				
1,000 ～ 2,000万円未満	150万円 (100万円)	225 万円 (150万円)	300万円 (200万円)																																				
2,000 ～ 5,000万円未満	300万円 (200万円)	450 万円 (300万円)	500万円 (400万円)																																				
5,000万円以上	750万円 (500万円)	1,120 万円 (750万円)	1,500万円 (1,000万円)																																				
費 用 \ 規 模	大企業	中小企業																																					
500 ～ 1,000万円未満	15万円	22.5万円																																					
1,000 ～ 2,000万円未満	30万円	45 万円																																					
2,000 ～ 5,000万円未満	60万円	90 万円																																					
5,000万円以上	150万円	225 万円																																					

問い合わせ先 (申込先)	雇用・能力開発機構石川センター 相談部門 〒920-0853 金沢市本町1丁目5番2号 TEL (076) 222 - 1741 FAX (076) 222 - 5770
備 考	

■ 長期教育訓練休暇制度導入奨励金

対象となる方	就業規則等により連続1カ月以上の長期教育訓練休暇制度を導入し、その制度による休暇取得者が生じた事業主の方。
対象となる事業内容	従業員の自己啓発のための長期の教育訓練休暇制度を導入し、当該制度による休暇取得者が生じた場合、制度の導入に係る奨励金及びその援助した賃金の一部を助成する。
補助金額、補助率及び補助件数等	40万円（最初の休暇取得者のみ支給、大企業は30万円）＋休暇取得者に支払った賃金額の1/3（大企業は1/4）が支給される。ただし、支給対象人数は5人（大企業は3人）を限度とし、支給日数は200日を限度とする。
問い合わせ先 (申込先)	雇用・能力開発機構石川センター 相談部門 〒920-0853 金沢市本町1丁目5番2号 TEL (076) 222 - 1741 FAX (076) 222 - 5770
備 考	

■ 情報関連人材育成事業派遣奨励金

対象となる方	雇用する被保険者に、新事業支援機関が行う職業訓練を受講させた事業主が対象となる。
対象となる事業内容	事業主が、雇用労働者を新事業支援機関へ派遣し、情報関連人材育成事業推進助成金に係る職業訓練を受講させた場合、その受講料の一部を助成する。
補助金額、補助率及び補助件数等	受講料の1/4（中小企業1/3） 限度額：5万円（1人当たり）
問い合わせ先 (申込先)	雇用・能力開発機構石川センター 相談部門 〒920-0853 金沢市本町1丁目5番2号 TEL (076) 222 - 1741 FAX (076) 222 - 5770
備 考	

■ 中小企業発展基盤人材育成助成金

対象となる方	中小企業事業主が、新たな事業の発展に基盤となる人材を育成するために、海外及び国内の大学院等の高等教育の受講、研究機関における共同研究等に、その雇用する労働者を従事させた場合に、その費用の一部を助成する。
対象となる事業内容	(1) 対象となる措置 人材育成のために、その雇用する労働者を6カ月以上の期間、次のいずれかに従事させるもの。 ・ 海外の大学院等での教育訓練の受講 ・ 国内の大学院等での教育訓練の受講 ・ 研究機関等（高度な研究を行っているものに限る）での共同研究等への参加 (2) 対象となる事業主 中小企業事業主で、(1)の措置を講ずるために、入学金、授業料、研究指導料等を全額支給するとともに、人材育成期間中の賃金を通常賃金の6割以上支払うもの。
補助金額、補助率及び補助件数等	・ 賃金：6カ月当たり75万円を限度 ・ 入学料、授業料等：6カ月当たり40万円（海外の場合は60万円）を限度 ・ 助成対象期間：2年間を限度（1企業1人）
問い合わせ先（申込先）	雇用・能力開発機構石川センター 相談部門 〒920-0853 金沢市本町1丁目5番2号 TEL (076) 222 - 1741 FAX (076) 222 - 5770
備考	

■ 新規・成長分野就職促進給付金

対象となる方	1. 新規・成長分野の事業を行う事業主（医療・福祉関連ほか14分野及び中小企業創造活動促進法に基づくもの） 2. 就職のため要した経費を負担した事業主 3. 雇用保険の適用事業の事業主であること。 4. 雇い入れの日の6カ月前の日から雇い入れ日の1カ月後までの間に、事業主都合による離職がないこと。 5. 当該教育訓練について、教育訓練給付金の支給を受けていないこと。
対象となる事業内容	雇用保険の一般被保険者として雇い入れた30歳以上（雇い入れ時点）の労働者に係る次の経費を対象にする。 ・ 労働者が就職のための移動に要した経費（移転費） ・ 勤務地への移動に要した経費…旅費及び宿泊費（家族を含む） ・ 勤務地への引越に要した経費（引越し荷物運送費） ・ 労働者が求職活動中に行った教育訓練に要した経費（教育訓練費） ・ 新規・成長分野への就職に必要な専門的な知識や技術を習得するために専門学校等において教育訓練を受講した場合の入学料、受講料（テキスト代含む） (注) 雇い入れ日の1年前の日以降に終了した教育訓練に限る。
補助金額、補助率及び補助件数等	・ 移転費 事業主が負担した額と機構が定める一定の方法により算出した額のいずれか低い額の1/2（中小企業2/3）を限度額の範囲で支給する。

	・ 教育訓練費 教育訓練対象費用の額と事業主が負担した額のいずれか低い額の1/2（中小企業2/3）を限度額の範囲で支給する。 限度額：移転費は20万円、教育訓練費は10万円で合計で30万円を限度とする。
問い合わせ先 (申込先)	雇用・能力開発機構石川センター 相談部門 〒920-0853 金沢市本町1丁目5番2号 TEL (076) 222 - 1741 FAX (076) 222 - 5770
備 考	

■ 建設教育訓練助成金（第1種 認定訓練）

対象となる方	・ 中小建設事業主で雇用保険に加入している事業所であり、石川県から認定訓練助成事業費補助金（運営費）の交付を受けている事業所。 ・ 認定訓練を行う職業訓練法人の事業所。 ・ 建設労働者に認定訓練を受講させた場合、経費の一部を助成。
対象となる 事業内容	(事例) 石川県から認定訓練助成事業費補助金（運営費）を受けているA社は、雇用している労働者を長期の課程（左官科）に5名派遣しており、3カ月分の経費を支給請求した。 ・ 助成額：5名×3カ月×3,400円＝51,000円
補助金額、補助率及び補助件数等	1人1ヶ月当り（コース又は単位）1,400円から19,500円を限度。 訓練の課程により助成額が異なる。
問い合わせ先 (申込先)	雇用・能力開発機構石川センター 相談部門 〒920-0853 金沢市本町1丁目5番2号 TEL (076) 222 - 1741 FAX (076) 222 - 5770
備 考	

■ 建設教育訓練助成金（第2種 技能実習）

対象となる方	中小建設事業主で雇用保険に加入し、その保険料率が1,000分の18.5の適用事業所
対象となる 事業内容	・ 雇用する建設労働者のために、技能実習を行う場合に経費の一部を助成。 ・ 指定教習機関に委託して行う教習及び技能講習の受講料の一部を助成。 ・ 技能実習及び講習は労安衛法第36条及び73条の一部で、時間数の変更が必要なものもある。

	(事 例) 雇用している労働者に対し、建設機械運転技能講習の資格を取得させるため、B教習所の技能実習を受講（3日間有給で）させ、受講料50,000円を会社が負担した。 受講に当たっては2週間前に認定申請し、終了後支給請求の申請をした。 ・ 助成額：50,000円×0.7＝35,000円
補助金額、補助率及び補助件数等	第2種 実習場所借上料..... 1日当り.....10,000円 指導員の謝金..... 1人1時間当り... 5,000円 指導員の旅費..... 1日当り.....12,000円 建機借上料3t以上... 1日1台当り.....60,000円 建機借上料3t未満... 1日1台当り.....30,000円 教材費..... 1日1人当り..... 5,000円 委託費.....委託費の70%の額 一回の技能実習 1日当り、13万円 20日分が限度
問い合わせ先 (申 込 先)	雇用・能力開発機構石川センター 相談部門 〒920-0853 金沢市本町1丁目5番2号 TEL (076) 222 - 1741 FAX (076) 222 - 5770
備 考	

■ 建設教育訓練助成金（第3種 受講援助）

対象となる方	中小建設事業主で、雇用保険に加入し、その保険料率が1,000分の18.5の適用事業所
対 象 と な る 事 業 内 容	・ 雇用する建設労働者に職業訓練を受講させた場合、経費の一部を助成 ・ 10日間以上の職業訓練を受講した場合の旅費 (事 例) 静岡県の富士教育訓練センターで行われた土木施工管理基礎コースを受講させ、会社が労働者に支払った旅費を支給請求した。 鉄道賃 金沢駅～新富士駅 24,420円（往復、税込、領収書） 23,250円（税抜き） ・ 助成額：23,250×$\frac{1}{2}$＝11,625 11,600円
補助金額、補助率及び補助件数等	鉄道賃、船賃、車賃の合計額の2分の1の額 1人当り2万円が限度
問い合わせ先 (申 込 先)	雇用・能力開発機構石川センター 相談部門 〒920-0853 金沢市本町1丁目5番2号 TEL (076) 222 - 1741 FAX (076) 222 - 5770
備 考	

■ 建設教育訓練助成金（第4種 認定訓練）

対象となる方	中小建設事業主で雇用保険に加入している事業所								
対象となる事業内容	・ 雇用する建設労働者に有給で認定訓練を受講させた場合、賃金の一部を助成。 （事 例） 静岡県の富士教育センターで行われた短期課程（型枠基礎科）の訓練（1カ月間）を受講させ、雇用する労働者の賃金を、県からの認定訓練派遣等給付金支給決定通知書に基づき支給請求した。 賃金の日額 7,672円 県の給付額 2,557円 助成額：5,115円×23日＝117,645円 117,600円								
補助金額、補助率及び補助件数等	1人1日当たり <table border="0"> <tr> <td>普通訓練、普通課程</td><td>4,400円</td></tr> <tr> <td>普通訓練、短期課程</td><td>7,000円</td></tr> <tr> <td>高度訓練 専門課程</td><td>4,400円</td></tr> <tr> <td>高度訓練 専門短期</td><td>7,000円</td></tr> </table> （いずれも限度額）	普通訓練、普通課程	4,400円	普通訓練、短期課程	7,000円	高度訓練 専門課程	4,400円	高度訓練 専門短期	7,000円
普通訓練、普通課程	4,400円								
普通訓練、短期課程	7,000円								
高度訓練 専門課程	4,400円								
高度訓練 専門短期	7,000円								
問い合わせ先（申込先）	雇用・能力開発機構石川センター 相談部門 〒920-0853 金沢市本町1丁目5番2号 TEL (076) 222-1741 FAX (076) 222-5770								
備 考									

■ 建設教育訓練助成金（第4種 技能実習）

対象となる方	中小建設事業主で、雇用保険に加入し、その保険料率が1,000分の18.5の適用事業所
対象となる事業内容	・ 雇用する建設労働者に有給で技能実習等を受講させた場合、賃金の一部を助成。 （事 例） クレーン協会の主催による玉掛技能講習を従業員（1名）に受講させ、3日間の賃金を支給請求した。 ・ 助成額：5,000円×3日＝15,000円
補助金額、補助率及び補助件数等	1人1日当たり5,000円かつ20日分が限度
問い合わせ先（申込先）	雇用・能力開発機構石川センター 相談部門 〒920-0853 金沢市本町1丁目5番2号 TEL (076) 222-1741 FAX (076) 222-5770
備 考	

■ 雇用管理研修等助成金（第1種）

対象となる方	・ 雇用保険に加入している中小建設事業主。 ・ 中小建設事業の団体に構成する事業主の50%以上が建設業で雇用保険に加入している団体。								
対象となる事業内容	・ 雇用管理研修等を実施する場合、経費の一部を助成。 ・ 雇用管理研修は6時間以上で、10人以上、100人以下であること。 ・ 職長研修は、18時間以上で、10人以上、50人以下であること。 対象となる経費 ・ 会場借上料，講師謝金，講師旅費，教材費 (事 例) 建災防石川支部は中小建設事業主に雇用されている労働者を対象に、3日間の職長研修を実施した。								
補助金額、補助率及び補助件数等	<table border="0"> <tr> <td>会場借上料</td><td>1日10,000円まで</td></tr> <tr> <td>講師謝金</td><td>1人1時間 5,000円まで</td></tr> <tr> <td>講師旅費</td><td>1日12,000円まで</td></tr> <tr> <td>教材費</td><td>1人1日 5,000円まで</td></tr> </table> 合計で、1日当たり100,000円。6日分までが限度	会場借上料	1日10,000円まで	講師謝金	1人1時間 5,000円まで	講師旅費	1日12,000円まで	教材費	1人1日 5,000円まで
会場借上料	1日10,000円まで								
講師謝金	1人1時間 5,000円まで								
講師旅費	1日12,000円まで								
教材費	1人1日 5,000円まで								
問い合わせ先 (申込先)	雇用・能力開発機構石川センター 相談部門 〒920-0853 金沢市本町1丁目5番2号 TEL (076) 222 - 1741 FAX (076) 222 - 5770								
備考									

■ 雇用管理研修等助成金（第2種）

対象となる方	中小建設事業主で、雇用保険に加入している事業所
対象となる事業内容	・ 雇用する労働者に有給で雇用管理研修等を受講させた場合、賃金の一部を助成。 （事 例） 建災防石川支部が実施した職長研修を雇用されている労働者に受講（3日間の有給）させ、3日間の賃金を支給請求した。 ・ 助成額：5,000円×3日＝15,000円
補助金額、補助率及び補助件数等	1人1日当たり5,000円かつ6日分が限度
問い合わせ先（申込先）	雇用・能力開発機構石川センター 相談部門 〒920-0853 金沢市本町1丁目5番2号 TEL (076) 222-1741 FAX (076) 222-5770
備 考	

■ 福利厚生助成金（作業員宿舎）

対象となる方	中小建設事業主で雇用保険に加入し、その保険料率が1,000分の18.5の適用事業所
対象となる事業内容	・ 雇用する建設労働者の生活環境の改善を図るため、作業員宿舎（5人以上居住）を整備した場合、経費の一部を助成。 ・ 新築・購入・増築・改築・賃借など ・ 工事の着工又は購入される1ヶ月前までに認定申請の手続きをする。 （事 例） C社（常用労働者110人）は志賀町に長期の工事現場を抱えており、作業員の職場環境を考慮し、隣接地に96名収容の宿舎（プレハブ）を建設した。 助成額：11,520千円（建設費約8,000万円）
補助金額、補助率及び補助件数等	[限度額] 耐火構造.....3,000万円 耐火構造以外...2,000万円 賃 借.....1,000万円
問い合わせ先（申込先）	雇用・能力開発機構石川センター 相談部門 〒920-0853 金沢市本町1丁目5番2号 TEL (076) 222-1741 FAX (076) 222-5770
備 考	

■ 福利厚生助成金（現場福利施設）

対象となる方	中小建設事業主で、雇用保険に加入し、その保険料率が、1,000分の18.5の適用事業所
対象となる事業内容	・ 建設工事現場において、食堂・休憩室・更衣室・浴室・便所及びシャワー室などを整備（移動が可能）した場合、経費の一部を助成。 （事 例） 山間地での道路工事に、工事作業員が昼食休けいの時に使用するため、ユニットハウス（約10㎡）を購入した。 ・ 助成額：114,900円（購入代金504,000円）
補助金額、補助率及び補助件数等	[限度額] 新築・購入...400万円 賃借.....200万円
問い合わせ先（申込先）	雇用・能力開発機構石川センター 相談部門 〒920-0853 金沢市本町1丁目5番2号 TEL (076) 222 - 1741 FAX (076) 222 - 5770
備 考	

■ 福利厚生助成金（リフレッシュカー）

対象となる方	中小建設事業主で雇用保険に加入し、その保険料率が1,000分の18.5の適用事業所
対象となる事業内容	・ 食堂・便所・シャワー室のうち「2」以上の現場福利施設を備えた車両を購入した場合、経費の一部を助成。 （事 例） 建設工事の現場で、作業員が昼食や休けい、トイレに使用するため、特殊用途車を購入した。
補助金額、補助率及び補助件数等	購入費用の1/3 [限度額] 1台当たり200万円で一事業年度当たり中小建設事業主200万円、元方事業主600万円を限度とする。
問い合わせ先（申込先）	雇用・能力開発機構石川センター 相談部門 〒920-0853 金沢市本町1丁目5番2号 TEL (076) 222 - 1741 FAX (076) 222 - 5770
備 考	

■ 福利厚生助成金（健康診断）

対象となる方	中小建設事業主で、雇用保険に加入し、その保険料率が1,000分の18.5の適用事業所
対象となる事業内容	・ 1年未満の期間を定めて雇用する建設労働者に事業所の負担で健康診断を受診させた場合、経費の一部を助成。 ・ 健診の項目は労働安全衛生規則第43条の各号に掲げる項目について、雇い入れる前か、後の1か月以内に医師により実施する。 ・ 助成金の支給請求申請は雇い入れた日から、原則として2ヶ月以内に提出する。 （事 例） 冬季期間を除いた期間雇用労働者を瓦ふき職人として雇い入れし、医療機関において健康診断を実施した。 ・ 助成額：3,900円 × 5名 = 19,500円
補助金額、補助率及び補助件数等	1人当たり3,900円を限度
問い合わせ先（申込先）	雇用・能力開発機構石川センター 相談部門 〒920-0853 金沢市本町1丁目5番2号 TEL (076) 222 - 1741 FAX (076) 222 - 5770
備 考	

(6) 社団法人石川県障害者雇用促進協会

■ 障害者作業施設設置等助成金、中途障害者作業施設設置等助成金

対象となる方	障害者を常用労働者として雇い入れるか、または継続して雇用する事業主で、障害者の作業を容易にするために必要な配慮をされた施設、または改造された設備の設置または整備を行う事業主及び、採用後に労働災害、疾病、交通事故等で中途障害者になった者の雇用を継続するために必要な施設または設備の設置、または整備を行う事業主
対象となる事業内容	1. 作業施設の設置・整備 障害者の能力に適合する作業を容易にするために必要な施設であって、障害者の障害を克服するために配慮されたものをいい、その配慮された部分が助成の対象となります。 2. 附帯施設の設置・整備 障害者が障害を克服し、就労を容易にするために必要な作業施設に附帯する施設をいい、点字ブロック、パトライト、身障者用トイレ、スロープ、手すりをいいます。 3. 作業設備の設置・整備 障害者の能力に適合する作業を容易にするために必要な、障害を克服するために改造された設備・機器をいい、その改造された部分が助成の対象となります。ただし、障害者用に開発された設備・機器、特定の障害により職域が非常に限られる障害者のための設備・機器は、改造がなくても助成の対象となります。また、中途障害者の職場復帰を促進するために、その作業を容易にする設備であれば必ずしも改造を必要としません。
補助金額、補助率及び補助件数等	1. 助成率 作業施設等の設置または整備に要する費用の3分の2 2. 支給限度額 雇い入れるかまたは継続して雇用する障害者1人につき450万円 同一事業所につき同一年度あたり4,500万円 施設または設備を賃借する場合は、1ヶ月につき1人あたり13万円 3. 支給回数 同一の障害者について3回まで 4. 期間 施設または設備を賃借する場合は3年間
問い合わせ先(申込先)	〒920-0901 金沢市彦三町2丁目5番27号 名鉄北陸開発ビル8F (社)石川県障害者雇用促進協会 TEL: 076-223-8230 FAX: 076-222-7562
備考	

■ 重度障害者介助等助成金

対 象 と な る 方	重度障害者を雇用していて且つその障害の種類又は程度に応じた適正な雇用管理（人的支援）のために必要な措置を実施する事業主		
対 象 と な る 事 業 内 容	1. 職場介助者の配置または委嘱 事務的業務に従事する重度視覚障害者または重度四肢機能障害者の業務遂行のために必要な職場介助者を配置または委嘱する場合。 事務的業務以外の業務に従事する重度視覚障害者の業務遂行のために必要な職場介助者を委嘱する場合。 対象となる障害者 「重度視覚障害者」 ・ 2 級以上の視覚障害者（短時間労働者を含む） 「重度四肢機能障害者」 ・ 2 級以上の両上肢機能障害及び 2 級以上の両下肢機能障害の重複者（短時間労働者を含む） ・ 3 級以上の脳病変による上肢機能障害及び 3 級以上の脳病変による移動機能障害の重複者（短時間労働者を含む） 2. 手話通訳担当者の委嘱 聴覚障害者の雇用管理のために必要な手話通訳担当者の委嘱を行う場合 対象となる障害者 ・ 3 級以上の聴覚障害者 ・ 2 級以上の聴覚障害者である短時間労働者 3. 業務遂行援助者の配置 重度知的障害者等を雇入れその業務の遂行のために必要な業務遂行援助者の配置を行う場合。 対象となる障害者 ・ 重度知的障害者（短時間労働者を含む） ・ 精神障害者（短時間労働者を含む）		
補助金額、補助率及び補助件数等		職場介助者の配置	職場介助者の委嘱
	支給限度額	配置 1 人 月15万円	委嘱 1 回 1 万円 事務的業務（年150回まで） 事務的業務以外（年24回まで）
	助 成 率	3/4	3/4
	支 給 期 間	10年間	10年間
		手話通訳担当者の委嘱	業務遂行援助者の配置
	支給限度額	委嘱 1 回 6 千円 （年24回まで）	1 ～ 3 年月 3 万円 4 ～ 10年月 1 万円 （短時間労働者は半額）
	助 成 率	3/4	
	支 給 期 間	10年間	10年間
問い合わせ先 （申 込 先）	〒920-0901 金沢市彦三町 2 丁目 5 番27号 名鉄北陸開発ビル 8 F (社)石川県障害者雇用促進協会 TEL：076-223-8230 FAX：076-222-7562		
備 考			

■ 重度中途障害者職場適応助成金

対 象 と な る 方	在職中に、労働災害、疾病、交通事故等により身体障害者となった労働者の雇用を継続するため重度障害者職場適応措置を実施する事業主
対 象 と な る 事 業 内 容	助成の対象となる重度障害者職場適応措置とは以下のいずれにも該当する措置で、一定の費用負担を伴うものに限ります。 1. 「障害」によるハンディキャップを克服し、または軽減することを目的として行われる措置 2. 「障害」と密接な関連性を有する措置 3. 個々の「障害」を克服し、又は軽減するための作業内容の変更を行い、さらにその後の職場への適応の進展の段階に応じて、一定の措置が継続的に行われる措置 事例 1 今まで営業に従事していた労働者が中途障害者となったため、事務職に配置転換をし、業務に必要なパソコンの研修（外部）を受講させる。 事例 2 下肢障害者となったため、下肢にかかる負担軽減のため、立ち作業から座り作業に工程変更を行い、それに伴う運搬業務については他の者が行うこととする。また廊下、トイレに手すりを取り付けた。
補助金額、補助率及び補助件数等	助成金額 中途障害者 1 人当たり月 3 万円 (重度身体障害者である短時間労働者にあつては 2 万円) 支給期間 職場復帰した月の翌月から 3 年間
問い合わせ先 (申 込 先)	〒920-0901 金沢市彦三町 2 丁目 5 番 27 号 名鉄北陸開発ビル 8 F (社)石川県障害者雇用促進協会 TEL : 076-223-8230 FAX : 076-222-7562
備 考	助成金の支給を受けるには、中途障害者が職場復帰をした日の翌日から 3 ヶ月以内に助成金受給資格認定申請をすることが必要です。

■ 重度障害者通勤対策助成金

対 象 と な る 方	重度障害者等を新規に雇入れるか現に雇用していて、その者の通勤を容易にするための措置を行う事業主、又はこれらの障害者を雇用している事業主の加入する事業主団体		
対 象 と な る 事 業 内 容	1. 住宅の新築等または賃借 重度障害者である労働者を雇用している事業主または事業主団体が、当該重度障害者を入居させるための特別な構造または設備を備えた住宅を新築、増築、改築、購入する。または当該重度障害者を入居させるための重度障害者用住宅を賃借する。 2. 住宅手当の支払 重度障害者である労働者を雇用している事業主が、障害者が契約する住宅の賃借に係る手当を支払う。 3. 駐車場の賃借 重度障害者である労働者を雇用している事業主が、自ら運転する自動車により通勤することが必要な重度障害者のために駐車場を賃借する。 4. 駐車場の賃借に係る手当の支払 重度障害者である労働者を雇用している事業主が、自ら運転する自動車により通勤することが必要な障害者が契約する駐車場の賃借に係る手当を支払う。 5. 通勤用自動車の購入 重度身体障害者である労働者を雇用している事業主が、自ら運転する自動車により通勤することが必要な障害者のために通勤用自動車を購入する。		
補助金額、補助率及び補助件数等		住宅の新築等	住宅の賃借/住宅手当支払
	支給限度額	世帯用 1 戸 1,200万円 単身用 1 人 500万円	世帯用 月 10万円 単身用 月 6 万円
	助 成 率	3/4	3/4
	支 給 期 間		10年
		駐車場賃借 / 駐車場手当	通勤用自動車購入
	支給限度額	1 人月 5 万円	1 台150万円 (両上肢250万円)
	助 成 率	3/4	3/4
	支 給 期 間	10年	
問い合わせ先 (申 込 先)	〒920-0901 金沢市彦三町 2 丁目 5 番27号 名鉄北陸開発ビル 8 F (社)石川県障害者雇用促進協会 TEL : 076-223-8230 FAX : 076-222-7562		
備 考	ここでいう重度障害者とは、重度身体障害者、知的障害者、精神障害者のほか通勤が特に困難と思われる身体障害者を含みます。 住宅手当の支払及び駐車場の賃借に係る手当の支払については、障害者以外の労働者に支払われる手当を上回る手当の額を助成対象とします。		

(7) 財団法人介護労働安定センター石川支部

■ 介護雇用創出助成金

対象となる方	1. 介護分野での新サービスの提供等（新規創業や新たなサービスの開始）を行うため、必要な労働者を雇い入れる事業主 2. 事業開始前1カ月前までに、改善計画（県知事あて）及び助成金申請計画を提出し、認定を受けた事業主
対象となる事業内容	対象となる「介護関連サービス事業（新規進出を含む）」 ・ 施設サービス 介護老人福祉施設・保健施設・療養施設の介護等 ・ 居宅介護支援 居宅介護支援 ・ 居宅介護サービス 訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護、訪問介護、居宅療養管理指導、訪問・通所リハビリテーション、短期入所療養介護、福祉用具の貸与 ・ その他の介護サービス 在宅介護、在宅入浴介護、家事援助、福祉用具の販売、移送、配食、（身体障害者療養施設・救護施設・児童及び知的障害者居宅介護事業における介護等）、その他厚生労働大臣が定める介護サービス事業 (注) () 内の事業は、介護雇用環境整備奨励金のみ対象
補助金額、補助率及び補助件数等	1. 介護人材確保助成金 新規雇用者の賃金の1/2（1年間）助成 6人限度（短時間被保険者は1/3・0.5人換算） 2. 介護能力開発給付金 費用の3/4（1人1コース10万円限度）及び研修期間に支払った賃金の3/4 3. 介護雇用管理助成金 経費の1/2（20万円以上、100万円限度） 4. 介護雇用環境奨励金 75万円～1,500万円（1件20万円以上）
問い合わせ先（申込先）	(財)介護労働安定センター石川支部 金沢市高岡町3-20 TEL 076-260-1561
備考	《上記のほか、次の要件を満たす必要があります。》 1. 雇用保険の適用事業主であること。 2. 計画提出日の6カ月前から、全ての事業所において事業主都合による離職がないこと。

(8) 財団法人21世紀職業財団石川事務所

■ 育児・介護雇用環境整備助成金

対 象 と な る 方	仕事と育児・介護とが両立できる様々な制度をもち、柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う「ファミリー・フレンドリー企業」を目指して、育児・介護等を行う労働者に配慮した雇用環境の整備等を行う中小企業事業主団体に対して、2年間助成します。 事業の実施に先だち、石川労働局長の指定を受ける必要があります。					
対 象 と な る 事 業 内 容	1．育児・介護雇用環境整備事業実施計画の策定及び調査の事業 2．相談・指導、情報提供等の事業 3．団体による共同事業					
補助金額、補助率及び補助件数等	<table><tr><td>助 成 率</td><td>支給限度額（1団体あたり）</td></tr><tr><td>事業の実施に要した費用の3分の2</td><td>年間200万円</td></tr></table>		助 成 率	支給限度額（1団体あたり）	事業の実施に要した費用の3分の2	年間200万円
助 成 率	支給限度額（1団体あたり）					
事業の実施に要した費用の3分の2	年間200万円					
問 い 合 わ せ 先 (申 込 先)	(財)21世紀職業財団 石川事務所 金沢市片町2 - 2 - 15 北國ビル8 F TEL 076 - 234 - 2040					
備 考						

■ 事業所内託児施設助成金

対象となる方	労働者のための託児施設を事業所内に設置する事業主・事業主団体													
対象となる事業内容	1. 乳幼児の定員が10名以上で1人当りの面積は7㎡以上あること 2. 乳幼児の数に対して法に定められた数の専任保育士を配置していること（ただし、最低2人は配置） 3. その他児童福祉施設最低基準に沿っていること 4. 体調不調児対応型は安静室に看護婦（士）を配置すること													
補助金額、補助率及び補助件数等	<table border="1"> <tr> <th></th><th>助 成 率</th><th>助成限度額</th></tr> <tr> <td>設置費</td><td>$\frac{1}{2}$</td><td>2,300万円</td></tr> <tr> <td>増築費</td><td>$\frac{1}{2}$</td><td>1,150万円</td></tr> <tr> <td>運営費</td><td>$\frac{1}{2}$</td><td>379万2千円～1,014万6千円（乳幼児数による）</td></tr> </table>			助 成 率	助成限度額	設置費	$\frac{1}{2}$	2,300万円	増築費	$\frac{1}{2}$	1,150万円	運営費	$\frac{1}{2}$	379万2千円～1,014万6千円（乳幼児数による）
	助 成 率	助成限度額												
設置費	$\frac{1}{2}$	2,300万円												
増築費	$\frac{1}{2}$	1,150万円												
運営費	$\frac{1}{2}$	379万2千円～1,014万6千円（乳幼児数による）												
問い合わせ先（申込先）	(財)21世紀職業財団 石川事務所 金沢市片町2-2-15 北國ビル8F TEL 076-234-2040													
備考														

■ 育児・介護費用助成金

対 象 と な る 方	労働者が就労のため利用する育児・介護サービスの費用の全部又は一部について補助を行う制度を持ち、実際に費用補助等を行った事業主										
対 象 と な る 事 業 内 容	【受給できる育児・介護サービスの例】 ◦ 民間ベビーシッター会社 ◦ 家政婦（夫） ◦ 保育サポート等有償ボランティア ◦ 事業所内託児施設 ◦ 認可外保育施設 ◦ シルバー人材センター ◦ 軽費老人ホーム ◦ 有料老人ホーム ◦ 民間ホームヘルパー 等 ただし次については助成対象外とする × 公立保育所及び認可保育所 × 病院・老人保健施設 × 養護老人ホーム・特別養護老人ホーム他行政措置によるサービス × 介護保険によるサービス										
補助金額、補助率及び補助件数等	<table><tr><td></td><td>助成率</td><td>支 給 限 度 額</td></tr><tr><td>中小企業</td><td>3 分 の 2</td><td>企業規模にかかわらず労働者 1 人当たり30万円、かつ 1 事業所当たり360万円</td></tr></table> また、労働者の育児・介護サービス利用料を援助する制度を平成10年 4 月 1 日以降新たに設けた事業主で、最初の利用者が生じた場合に、上記の費用助成に加え一定額の助成をします。 <table><tr><td></td><td>支給額</td></tr><tr><td>中小企業</td><td>40万円</td></tr></table>		助成率	支 給 限 度 額	中小企業	3 分 の 2	企業規模にかかわらず労働者 1 人当たり30万円、かつ 1 事業所当たり360万円		支給額	中小企業	40万円
	助成率	支 給 限 度 額									
中小企業	3 分 の 2	企業規模にかかわらず労働者 1 人当たり30万円、かつ 1 事業所当たり360万円									
	支給額										
中小企業	40万円										
問 い 合 わ せ 先 (申 込 先)	(財)21世紀職業財団 石川事務所 金沢市片町 2 - 2 - 15 北國ビル 8 F TEL 076 - 234 - 2040										
備 考											

■ 育児休業代替要員確保等助成金

対 象 と な る 方	育児休業取得者が育児休業終了後、原則として原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定した上で育児休業取得者代替要員を確保し、かつ、育児休業取得者を原職に復帰させた事業主											
対 象 と な る 事 業 内 容	(1)～(5)のすべてにあてはまる雇用保険適用事業主 (1) 育児休業及び勤務時間の短縮等の措置を就業規則等に定め、実施していること。 (2) 平成12年 4 月 1 日以降に、育児休業取得者の代替要員を確保し、かつ、育児休業取得者を当該育児休業終了後に原職等に復帰させていること。 (3) 対象労働者の育児休業期間が平成12年 4 月 1 日以降 3 か月以上あり、当該育児休業期間中において代替要員を確保した期間が同じく 3 か月以上あること。 (4) 対象労働者を、当該育児休業終了後引き続き雇用保険の被保険者として 1 か月以上雇用していること。 (5) 対象労働者を当該育児休業（産後休業の終了後引き続き育児休業をする場合には産後休業）を開始する日まで雇用保険の被保険者として 1 年以上継続して雇用していること。											
補助金額、補助率及び補助件数等	(1) 原職等復帰について、新たに平成12年 4 月 1 日以降就業規則等に規定した事業主の場合<table><tr><td>最初に要件を満たした育児休業取得者（以下「対象労働者」といいます。）が生じた場合</td><td>中小企業</td><td>50万円</td></tr><tr><td>上記対象労働者が生じた日の翌日から 3 年以内に、 2 人目以降の対象労働者が生じた場合 1 人当たり（最初の対象労働者とあわせて 1 事業所当たり年間20人まで）</td><td>中小企業</td><td>15万円</td></tr></table> (2) 原職等復帰について、既に平成12年 3 月31日までに就業規則等に規定している事業主の場合<table><tr><td>平成12年 4 月 1 日以降対象労働者が最初に生じた場合及び対象労働者が最初に生じた日の翌日から 3 年以内に 2 人目以降の対象労働者が生じた場合 1 人当たり（ 1 事業所当たり年間20人まで）</td><td>中小企業</td><td>15万円</td></tr></table>			最初に要件を満たした育児休業取得者（以下「対象労働者」といいます。）が生じた場合	中小企業	50万円	上記対象労働者が生じた日の翌日から 3 年以内に、 2 人目以降の対象労働者が生じた場合 1 人当たり（最初の対象労働者とあわせて 1 事業所当たり年間20人まで）	中小企業	15万円	平成12年 4 月 1 日以降対象労働者が最初に生じた場合及び対象労働者が最初に生じた日の翌日から 3 年以内に 2 人目以降の対象労働者が生じた場合 1 人当たり（ 1 事業所当たり年間20人まで）	中小企業	15万円
最初に要件を満たした育児休業取得者（以下「対象労働者」といいます。）が生じた場合	中小企業	50万円										
上記対象労働者が生じた日の翌日から 3 年以内に、 2 人目以降の対象労働者が生じた場合 1 人当たり（最初の対象労働者とあわせて 1 事業所当たり年間20人まで）	中小企業	15万円										
平成12年 4 月 1 日以降対象労働者が最初に生じた場合及び対象労働者が最初に生じた日の翌日から 3 年以内に 2 人目以降の対象労働者が生じた場合 1 人当たり（ 1 事業所当たり年間20人まで）	中小企業	15万円										
問い合わせ先（申 込 先）	(財)21世紀職業財団 石川事務所 金沢市片町 2 - 2 - 15 北國ビル 8 F TEL 076 - 234 - 2040											
備 考												

■ 育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金

対 象 と な る 方	育児・介護休業をした労働者がスムーズに職場に復帰できるように、職業能力の維持、回復を図るため「職場復帰プログラム」を実施する事業主及び事業主団体																						
対 象 と な る 事 業 内 容	職場復帰プログラム5つのうちいずれか1つ以上を実施すること 1. 情報等の提供 企業や仕事に関する情報、資料等を休業期間中月平均2回継続して提供 支給限度 12か月 2. 在宅講習 休業者が自宅等において、事業主等が作成した教材等を用いて受講する講習 支給限度 12か月 3. 職場環境適応講習 職場復帰後に担当する業務についての進捗状況の説明、部内打ち合わせ会議等に参加させるもの 支給限度 12日 4. 職場復帰直前講習 職業能力の維持回復や職場への適応を円滑にすることを目的として休業期間中に事業主等が実施するもの 支給限度 12日 5. 職場復帰直後講習 職業能力の回復や職場への適応を円滑にすることを目的として復職後に事業主等が実施するもの 支給限度 12日																						
補助金額、補助率及び補助件数等	対象労働者1人あたりの限度額 <table><tr><td>中小企業</td></tr><tr><td>21万円</td></tr></table> 1. プログラム開発作成費（円） <table><tr><td>中小企業</td></tr><tr><td>13,000</td></tr></table> 2. プログラム別支給単価（円） <table><tr><td></td><td></td><td>中小企業</td></tr><tr><td>情 報 等 提 供 費</td><td>1月当たり</td><td>4,000</td></tr><tr><td>在 宅 講 習 費</td><td>1月当たり</td><td>9,000</td></tr><tr><td>職場環境適応講習費</td><td>1日当たり</td><td>4,000</td></tr><tr><td>職場復帰直前講習費</td><td>1日当たり</td><td>5,000</td></tr><tr><td>職場復帰直後講習費</td><td>1日当たり</td><td>5,000</td></tr></table>	中小企業	21万円	中小企業	13,000			中小企業	情 報 等 提 供 費	1月当たり	4,000	在 宅 講 習 費	1月当たり	9,000	職場環境適応講習費	1日当たり	4,000	職場復帰直前講習費	1日当たり	5,000	職場復帰直後講習費	1日当たり	5,000
中小企業																							
21万円																							
中小企業																							
13,000																							
		中小企業																					
情 報 等 提 供 費	1月当たり	4,000																					
在 宅 講 習 費	1月当たり	9,000																					
職場環境適応講習費	1日当たり	4,000																					
職場復帰直前講習費	1日当たり	5,000																					
職場復帰直後講習費	1日当たり	5,000																					
問い合わせ先（申込先）	(財)21世紀職業財団 石川事務所 金沢市片町2-2-15 北國ビル8F TEL 076-234-2040																						
備 考																							

■ 事業主団体短時間労働者雇用管理改善等助成金制度

対 象 と な る 方	・ パートタイマーの雇用管理改善への意欲を有し、その事業が適切かつ効果的に行われると認められること ・ 構成事業主に占める中小企業事業主の割合が3分の2以上であること ・ 構成事業主の数が概ね10以上であること 上記要件をすべて満たし、労働局長の指定を受け、改善計画の認定を受けた団体								
対 象 と な る 事 業 内 容	・ 事業計画の策定及び調査の事業 ・ 団体の構成事業主の雇用するパートタイム労働者の労働条件の適正化に関する情報提供、講習の実施等の事業 ・ 団体の構成事業主の雇用するパートタイム労働者の雇用管理の改善に関する情報提供、講習の実施等の事業 ・ 団体による共同事業 パートタイム労働者に対する健康診断の実施 パートタイム労働者に対する講習会、相談会の開催								
補助金額、補助率及び補助件数等	<table border="0"> <tr> <td>パートタイム労働者を雇用する構成事業主の数</td><td>支給限度額</td></tr> <tr> <td>100未満</td><td>600万円</td></tr> <tr> <td>100以上500未満</td><td>800万円</td></tr> <tr> <td>500以上</td><td>1,000万円</td></tr> </table> 上記金額を限度に事業に要した額の3分の2を支給	パートタイム労働者を雇用する構成事業主の数	支給限度額	100未満	600万円	100以上500未満	800万円	500以上	1,000万円
パートタイム労働者を雇用する構成事業主の数	支給限度額								
100未満	600万円								
100以上500未満	800万円								
500以上	1,000万円								
問い合わせ先 (申 込 先)	(財)21世紀職業財団 石川事務所 金沢市片町2-2-15 北國ビル8F TEL 076-234-2040								
備 考									

■ モデル事業主助成金制度

対 象 と な る 方	・ 労災保険及び雇用保険の適用事業主 ・ 中小企業事業主 ・ パートタイム労働者の雇用管理改善等への意欲があること ・ パートタイム労働者が10人以上の事業主は短時間雇用管理者選任届が出ていること ・ 労働者数概ね10人以上（うちパートタイマー5人以上）であること 上記要件をすべて満たし、労働局長の指定を受け、改善計画の認定を受けた事業主
対 象 と な る 事 業 内 容	メニュー別実施経費は、3年度にわたって下表の措置を講じた場合に支給されます。 （1から10はメニューごとにパートタイム労働者の人数分が、11は1モデル事業主に対し1回だけ助成金が支払われます。）

メニューの種類	具 体 的 内 容	一人当たりの助成金額 (1～10)		申請期間
		中規模 事業主 (30人以上)	小規模 事業主 (29人以下)	
1 1 雇入時健康 診断	労働安全衛生規則第43条の規定による健康診断	円 2,400	円 3,600	実施日より 3カ月以内
1 2 定期健康診 断	労働安全衛生規則第44条の規定の例による健康診断	2,400	3,600	
3 人間ドック	(イ)基本健康審査と(ロ)～(ヘ)のいずれかを組み合わせた場合 (ロ)胃ガン検診(ハ)子宮ガン検診 (ニ)肺ガン検診(ホ)乳ガン検診(ヘ)大腸ガン検診	3,500	5,200	
4 生活習慣病 予防検診	上記(イ)～(ヘ)のいずれかを実施した場合 1項目ごとに支給(人間ドックとして行ったものを除く)	1,300	2,000	
5 結婚手当金	婚姻に係る手当の支給(いわゆる結婚祝金)	8,000	12,500	支給日より 3カ月以内
6 出産手当金	出産(配偶者に係るものを含む)に係る手当の支給(いわゆる出産祝金)	3,000	4,500	
7 弔慰金	死亡(配偶者、父母、または子の死亡に係るものに限り)に係る手当の支給	7,000	11,500	
2 8 講習	専ら職場環境に適応させるために必要な基礎的な知識を習得させるための講習の実施または当該講習に係る受講料等の負担	1,400	2,100	実施日より 3カ月以内
3 9 保険・共済	パートタイム労働者を被保険者(被共済者)とする保険(共済)契約の保険料(掛金)の負担	年額 4,000	年額 6,500	対象者が生じた日から 1年以内又は費用を支出した日から 3カ月以内
4 10通勤に関する 便宜供与	通勤バスの運行、駐車場、駐輪場の整備の費用等	年額 8,600	年額 12,400	
5 11キャリアアップ 制度	経験・能力又は職務の内容に応じたパートタイム労働者の処遇制度の整備	1回限り 120,000	1回限り 150,000	対象者が生じた日から 3ヶ月以内
問い合わせ先 (申 込 先)	(財)21世紀職業財団 石川事務所 金沢市片町2-2-15 北國ビル8F TEL 076-234-2040			
備 考				

3. 中小企業団体中央会の補助金制度

(1) 全国中小企業団体中央会

■ 社会要請対応円滑化支援事業

対象となる方	中小企業関係組合、公益法人、共同出資会社、任意グループ
対象となる事業内容	中小企業者が社会的に要請される諸問題への円滑な対応を促進するために行う調査研究事業、研究開発事業等 (テーマ例) 産業廃棄物処理・リサイクルの推進、 科学物質の安全管理、 地球温暖化対策、 エネルギー対策、 大気汚染・水質汚濁対策等
補助金額、補助率及び補助件数等	・ 補助金額 10,960千円以内 ・ 補助率 10分の6 ・ 12年度補助件数 32件
問い合わせ先(申込先)	全国中小企業団体中央会 振興部 TEL 03 - 3582 - 3311 (内線 2614)
備考	

■ 情報技術活用型経営革新支援事業

対象となる方	構成員や関係団体及び企業を通じ、当該業界内の広範な事業者の参加が確保されており、本事業を適切に実施できる能力を有するコンソーシアム	
対象となる事業内容	1. 事前調査研究事業 (1) ビジネスプロセス分析 (2) 情報ネットワーク構築後のビジネスプランの策定 2. 経営革新支援事業 (1) 業務アプリケーション・ソフトウェア開発事業 (2) 商品データベース・システム開発事業 (3) 業務効率化大規模実証実験事業	
補助金額、補助率及び補助件数等	1. 事前調査研究事業 ・ 補助金額 9,703千円以内 ・ 補助率 10分の6 ・ 12年度補助件数 -	2. 経営革新支援事業 ・ 補助金額 90,070千円以内 ・ 補助率 10分の6 ・ 12年度補助件数 16件
問い合わせ先(申込先)	全国中小企業団体中央会 情報部 TEL 03 - 3582 - 3311 (内線 2625)	
備考		

■ 中小商業経営革新ビジネスモデル策定事業

対象となる方	中小企業関係組合、商工会議所又は日本商工会議所、商工会又は全国商工会連合会						
対象となる事業内容	1. 高齢化・環境問題対応型経営革新ビジネスモデル策定事業 中小商業団体等が、高齢化、環境問題に対応した新たなビジネスモデルの策定とその実現可能性を調査する 2. 業種・業態複合型経営革新ビジネスモデル策定事業 中小商業団体等が、例えば新たなライフスタイルに対応した物販、飲食融合店舗の開発等、業態、業種を融合した新たなビジネスモデルの策定とその実現可能性を調査する 3. IT活用型経営革新ビジネスモデル策定事業 中小商業団体等が、上記1、2以外でITを活用した新たなITビジネスモデルの策定とその実現性を調査する						
補助金額、補助率及び補助件数等	・ 補助金額 2,075千円以内 ・ 補助率 10分の6 ・ 12年度補助件数 <table border="0"> <tr> <td>・ フィージビリティ調査事業</td><td>17件</td></tr> <tr> <td>・ 大規模消費者調査事業</td><td>2件</td></tr> <tr> <td>・ 実現化実験事業</td><td>22件</td></tr> </table>	・ フィージビリティ調査事業	17件	・ 大規模消費者調査事業	2件	・ 実現化実験事業	22件
・ フィージビリティ調査事業	17件						
・ 大規模消費者調査事業	2件						
・ 実現化実験事業	22件						
問い合わせ先(申込先)	全国中小企業団体中央会 調査部 TEL 03 - 3582 - 3311 (内線 2615)						
備考							

■ コーディネート活動支援事業

対象となる方	中小企業組合、公益法人、会社、地方自治体、特別認可法人、任意団体、個人等
対象となる事業内容	1. これからマッチングを行う事業 (1) 中小企業の経営上の課題を分析し、適切な経営資源への紹介・引きあわせを行う事業 (2) 中小企業と外部経営資源との連携を創造・強化するための交流会、研究会等開催事業 (3) 外部経営資源の発掘、特定に必要な調査事業 2. マッチングによってすでに形成されているグループを支援する事業 コーディネートの結果生じた中小企業と外部経営資源で構成されるグループ活動(新規事業展開活動等)を支援するための諸事業
補助金額、補助率及び補助件数等	・ 補助金額 5,773千円以内(地方自治体向けは2,871千円) ・ 補助率 10分の6 ・ 12年度補助件数 107件
問い合わせ先(申込先)	全国中小企業団体中央会 連携組織推進部 TEL 03 - 3582 - 3311 (内線 2604)
備考	

■ 中小企業活路開拓調査・実現化事業

対 象 と な る 方	中小企業関係組合・公益法人・共同出資会社、任意グループ
対 象 と な る 事 業 内 容	新たな活路の開拓、単独では解決困難な諸問題 その他中小企業の発展に寄与するテーマ等について組合等がこれを改善するための取り組みを共同で行う
補助金額、補助 率及び補助件数 等	・ 補助金額 12,172千円以内 ・ 補助率 10分の6 ・ 12年度補助件数 85件
問い合わせ先 (申 込 先)	全国中小企業団体中央会 振興部 TEL 03 - 3582 - 3311 (内線 2614)
備 考	

(2) 石川県中小企業団体中央会

■ 組合自主研修事業

対象となる方	補助の対象となる組合等は、構成員（関連業界を含む）が原則として15人以上の次に掲げるものとし、2以上の組合等が共同で実施することを妨げないものとする。 (1) 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定されている中小企業団体 (2) 商店街振興組合法第2条に規定されている法人 (3) その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であるもの (4) 民法第34条の規定により設立された財団法人及び社団法人 (5) 中小企業庁長官が別途定める団体
対象となる事業内容	組合員の資質向上を図るとともに、組合等の活力と創意工夫を引き出すため、独自で研修を行うことが極めて困難な状況にある組合が組合員等を対象として行う研修事業に対して助成する事業
補助金額、補助率及び補助件数等	予算の範囲内において定額（補助事業に要する経費の2/3以内）とする。 平成13年度予算 補助件数 4 組合 補助金額 124千円（1 組合あたり）
問い合わせ先（申込先）	石川県中小企業団体中央会ビジョン推進室 TEL 076 - 267 - 7711
備考	

■ 活路開拓調査・実現化事業

対象となる方	補助金の交付対象となる組合は、原則として業種別・地域別事業者団体たる性格を有する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会（以下「組合」という。）とする。
対象となる事業内容	中小企業活路開拓調査・実現化事業の補助の対象となる事業内容は、次のものとする。 技術・技能の継承や後継者の育成 規制緩和等による経営環境の変化への対処 エネルギー環境問題への対処 労働問題への対処 取引慣行の是正 事業の構造改善及び新たな事業分野への進出 創業者支援 企業情報データベースの作成・広報等 情報化の促進 地域の中心市街地の活性化 その他県が重要と認めた事項

補助金額、補助率及び補助件数等	予算の範囲内において定額（補助事業に要する経費の2/3以内）とする。 平成13年度予算 （調査事業） 補助件数 2 組合 補助金額 2,327千円（1 組合あたり） （実現化事業） 補助件数 1 組合 補助金額 5,500千円
問い合わせ先（申込先）	石川県中小企業団体中央会組織振興 1 課 TEL 076 - 267 - 7711
備 考	

■ 組合マーケティング強化対策事業

対象となる方	石川県中央会が補助金を交付することのできる組合は、次のいずれかに該当するものとする。 製造業関係組合にあっては、原則として、事業協同組合、同連合会、事業協同小組合、商工組合、同連合会、企業組合、協業組合とし、かつ、組合員又は所属員の数が20名以上いること。 商業・サービス業関係組合にあっては、原則として、事業協同組合、同連合会、事業協同小組合、商工組合、同連合会、企業組合、協業組合、商店街振興組合及び同連合会とし、かつ、組合員又は所属員の数20名以上いること。
対象となる事業内容	組合マーケティング強化対策事業とは、多様化・高度化する需要者・消費者のニーズの変化に対応するため、組合が行う次に掲げる内容の調査、分析による報告書の作成及び組合員に対する指導等の事業をいうものとする。 (1) 調査内容 需要者・消費者のニーズの変化に対応するための調査内容は最も必要、かつ、効果的なものとするが、その内容は、おおむね次のとおりとする。 製造業関係組合 イ. 需要の強い商品及びその商品の特性 ロ. 需要の強い商品の価格 ハ. 年代層別の購買動向 ニ. 都市別、店の種類別の購買動向 ホ. その他需要者・消費者のニーズを把握するために必要な調査 商業・サービス業関係組合 イ. 購入商品 ロ. 購入希望商品 ハ. 購入商品、品ぞろえについての評価 ニ. 広告、宣伝活動についての評価 ホ. 接客態度についての評価 ヘ. その他消費者のニーズを把握するために必要な調査 (2) 調査委員会 本事業の実施にあたっては、学識経験者、業界関係者、調査協力店、又は、消費者等をもって構成する調査委員会を設置し、調査の実施方法及び需要者・消費者のニーズの変化に対応するための調査内容につき検討すること。

対 象 と な る 事 業 内 容	(3) 協力店、モニターの選定 本事業を効果的に実施するためには、協力店又はモニターを選定し、調査の協力者として委嘱することができる。この場合、製造業関係組合にあっては、卸・小売店の中から地域、規模等を勘案して協力店を選定するものとし、商業・サービス業関係組合にあっては、性別、年齢、居住地域等を勘案してモニターを選定するものとする。 (4) 調査の実施 調査は、4 調査（テーマ別）又は年4回以上実施するものとし、郵送・実地・ヒアリング等による調査又はあらかじめ定めた期日に協力店又はモニターより調査票を回収すること。
補助金額、補助率及び補助件数等	予算の範囲内において定額（補助事業に要する経費の2/3以内）とする。 平成13年度予算 補助件数 1 組合 補助金額 2,286千円
問い合わせ先 (申 込 先)	石川県中小企業団体中央会組織振興 2 課 TEL 076 - 267 - 7711
備 考	

■ 中小企業イメージ改善促進対策事業

対 象 と な る 方	補助金の交付対象となる組合等とは、構成員等の企業イメージの改善に資する事業を行う団体であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 (1) 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定されている中小企業団体 (2) 商店街振興組合法第2条に規定されている法人 (3) その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であるもの (4) 民法第34条の規定により設立された財団法人及び社団法人 (5) 中小企業庁長官が別途定める団体
対 象 と な る 事 業 内 容	組合等がその構成員等のイメージの改善のために行う調査研究・指導事業、具体化試験事業、公開事業
補助金額、補助率及び補助件数等	予算の範囲内において定額（補助事業に要する経費の2/3以内）とする。 平成13年度予算 補助件数 1 組合 補助金額 6,666千円
問い合わせ先 (申 込 先)	石川県中小企業団体中央会組織振興 2 課 TEL 076 - 267 - 7711
備 考	

■ 組合情報化促進企画調査事業

対象となる方	石川県中央会が補助金を交付することのできる組合は、原則として、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会であって、主として中小小売商業者で組織する組合を除く。
対象となる事業内容	本事業は、中小企業者が組合を基盤とする情報ネットワークを導入（主として中小小売商業者が利用するものを除く。）しようとするに当たって必要な諸問題を調査研究し、組合員のニーズに即したネットワークシステム開発計画を策定するため次により行うものとする。 (1) 委員会の設置 (2) 現状調査及びユーザー要件分析（委託） (3) ネットワークシステム開発計画案の作成（委託） (4) 報告書の作成
補助金額、補助率及び補助件数等	予算の範囲内において定額（補助事業に要する経費の2/3以内）とする。 平成13年度予算 補助件数 1 組合 補助金額 4,840千円
問い合わせ先（申込先）	石川県中小企業団体中央会情報企画課 TEL 076 - 267 - 7711
備考	

■ 組合情報ネットワーク化事業

対象となる方	石川県中央会が補助金を交付することのできる組合は、原則として、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会であって、主として中小小売商業者で組織する組合を除く。
対象となる事業内容	本事業は、中小企業者が組合を基盤とする情報ネットワークを導入（主として中小小売商業者が利用するものを除く。）しようとするにあたって必要な情報ネットワークシステムを設計するため次により行うものとする。 (1) 委員会の設置 (2) ネットワークシステム仕様書の作成（委託） (3) 報告書の作成（組合員等に対する指導及び成果普及を含む）
補助金額、補助率及び補助件数等	予算の範囲内において定額とする。 平成13年度予算 補助件数 1 組合 補助金額 13,000千円
問い合わせ先（申込先）	石川県中小企業団体中央会情報企画課 TEL 076 - 267 - 7711
備考	

■ 多角的連携組織開発支援事業

対 象 と な る 方	中小企業者で構成される組合、任意グループ（３名以上で構成し、そのうち2/3以上が中小企業の利益となる事業を行うもの。）、共同出資会社（３名以上の中小企業者が出資する中小企業者であって、その総出資額2/3以上を中小企業者が出資し、かつ構成員たる中小企業者の利益となる事業をその目的とするもの。）及びその構成員の大半が中小企業者で構成された公益法人であること。
対 象 と な る 事 業 内 容	中小企業等が個々の有する経営資源を結集した中小企業組合、任意グループ、共同出資会社、または公益法人（以下、「組合等」という。）が研究開発、製品開発、その他の事業を行うための多角的連携組織開発支援事業
補助金額、補助率及び補助件数等	予算の範囲内において定額（補助事業に要する経費の2/3以内）とする。 平成13年度予算 補助件数 １組合 補助金額 2,000千円
問い合わせ先 (申 込 先)	石川県中小企業団体中央会情報企画課 TEL 076 - 267 - 7711
備 考	

相談コーナー

日常の法律問題 あれこれ

弁護士 久保 雅 史



Q

(No83の続き)

民事再生法の概要を説明して下さい。

民事再生法 (4)

A

10. 再生計画案の作成から手続の終了まで

(1) 計画案の作成者及び提出時期

ア. 再生債務者等は、債権届出期間満了後、裁判所の定める期間内に計画案を作成して、裁判所に提出しなければなりません（法163. ）。

計画案の提出期間の終期は、申立後5か月半位が目安で、それから1か月後に監督委員の計画案に対する意見書が裁判所に提出されます。

イ. 再生債権者も計画案を提出できます（法163. ）。

(2) 再生計画の条項

ア. 再生計画の条項

再生債権者の権利を変更する条項並びに共益債権及び一般優先債権の弁済に関する条項をさだめなければなりません（法154. ）。

イ. 権利の変更

(ア) 権利の変更の内容は、再生債権者の間では平等が原則です。但し、不利益を受ける再生債権者の同意がある場合、少額債権や無議決権債権について別段の定めをし、差等を設けても衡平を害しない場合は、この限りではありません（法155. ）。

(イ) 弁済の期間は、特別の事情がある場合を除き、認可決定の確定から10年以

内で定めます（法155. ）。

ウ. 権利変更の一般的基準条項

債務の減免、期限の猶予その他の権利変更の一般的基準を定めます（法156）。

例えば、再生債権の元本の70%及び開始決定の前日までの利息、遅延損害金に相当金額並びに開始決定日以降の利息、遅延損害金の免除を受ける。また、免除後の金額（30%相当額）を120回（10年間）に分割して毎月末日限り支払う。

エ. 再生債権者毎の権利行使（個別的権利変更）条項

各再生債権者の変更されるべき権利を明示し、一般的基準に従って変更した後の権利の内容を定めます（法157）。

再生債権の弁済計画について、各再生債権者の債権総額、免除額、返済額、毎月の返済金額、返済回数、最終返済月等一覧表を作成しています。

オ. 未確定の再生債権に関する定め

異議等のある再生債権で、その確定手続きが終了していないものがあるときは、再生計画において、その権利確定の可能性を考慮し、これに対する的確な措置を定めます（法159）。

カ. 別除権者の権利に関する定め

別除権の行使によって弁済を受けることができない債権の部分が確定していない再生債権者があるときは、その債権の部分が確定した場合における再生債権者としての権利行使に関する適確な措置を定めます（法160. ）。

キ. 根抵当権の極度額を超える被担保債権の仮払い及び清算条項。

根抵当権の元本が確定している場合には、被担保債権のうち、極度額を超える部分については、法156条の一般的基準に従い、仮払いに関する定めをすることができます（法160. ）。

ク. 資本減少等に関する定め

再生計画によって株式会社である再生債務者の資本を減少するときは、減少すべき資本の額及び資本減少の方法を定めなければなりません。

また、再生計画によって再生債務者が発行する株式総数についての定款の変更をするときは、その変更の内容をさだめなければなりません（法161）。

(3) 成立手続

再生計画は、債権者集会の決議又は書面による決議の結果可決され、かつ、裁判所が認可することにより成立します（法171. 172. 174. 176）。

(4) 決議の成立要件

議決権者で、出席者の過半数で、かつ、届出債権の議決権の総額の2分の1以上の同意があることが必要です（法171. ）。

(5) 認可決定の確定の効力

ア．再生計画認可の決定が確定すると、再生計画の定め、またはこの法律によって認められた権利を除き、再生債務者はすべての再生債権について免責され(法178)、届出債権者及び認否書に記載された再生債権を有する再生債権者の権利は、再生計画の定めに従い、変更されます(法179)。

イ．再生計画によって認められた債権についての再生債権者表の記載は、確定判決と同一の効力を有し、強制執行力があります(法180)。

(6) 再生計画の履行確保、終結、取消し

ア．管財人あるいは監督委員による監督及び手続の終結再生計画認定の確定により、手続は原則として終了しますが、監督委員がいる場合は確定後3年、管財人がいる場合には再生計画が遂行されるまで手続きが終了しません(法188)。

イ．再生債務者等が再生計画の履行を怠った場合には、再生計画を取消されたり(法189)、再生手続廃止決定がなされたりして、破産手続に移行します。

相談コーナー

日常の経営問題 あれこれ

中小企業診断士 坂井 昭 衛



平成11年に中小企業基本法が大きく変わり、「独立した中小企業の多称で活力ある成長発展」という基本理念のもと「経営革新、創業促進」「経営基盤強化」「セーフティネットの整備」を重点施策として、具体的な法的支援が展開されております。構造改革を進める日本経済での中小企業の役割は大であり、ビジネス・チャンス到来です。企業も個人も挑戦し、明日のチャンピオンになろう。

Q1

最近云われている、経営革新、創業促進、新分野進出等とはどう云う事なのか、何故、必要になってきたのか。

A1

日本経済は、国際化、情報化へ進展し経済環境は大きな変化を遂げて来ました。こうした環境変化の結果、市場競争の激化、企業間の業績のばらつきの顕在化、開業率の低下と云った現象が生じ、閉塞感が表われ、結果として、新規市場の開拓、様々な経営革新への取組、新規企業の創業、ベンチャー企業の育成等必要となり産業構造の改革が云われて来た。

小泉内閣の構造改革と経済の活性化として「技術革新と創造的破壊を通して、効率性の低い部門から効率性や社会的ニーズの高い成長部門へヒトと資本を移動することにより、経済成長を生み出す。」とし、民間主導経済への方向を示しており、これからの創業促進、経営革新を求めている、中小企業が、多様な変化に、機動性を発揮し

て行く原動力と期待し、各種の支援が施策としてとられている。

創業する企業は、設備投資を伴うことから、創業の活性化は、設備投資の拡大、需要の拡大と生産能力の向上の効果があり、さらに雇用創出効果が大きくなります。

Q2

創業をしてみたいと願っているのですが、どのような事に注意して、行動を起こすのか、具体的に教えて下さい。

A2

創業の動機について「脱サラによる創業」や「分社による子会社設立」など、創業にはいろいろな形態があり、その動機は様々です。どのような創業においても「新しいことに挑戦する」限り、多くの障害があります。初めにきちんと「何のために事業をやるのかという事」（経営理念）を押えておき、自分の夢を実現するためのストーリーを想像することが大切です。

創業について具体的な話に入る前に、自分自身の意義がどれだけ確立しているか、自分でもう一度整理し、確信できるまで考える。

自分の夢を人に語れること。

— 他人に話す、言葉にすることにより、自分自身でも一層明確になり、情報もまわりから与えられ、客観性をもつことになる。 —

その仕事は自分に向いていると信じること。

— 自分の仕事として、常に自分自身を支える精神的な柱であって、好きである。 —
「経営者」になると云うこと。

— 創業することは、自分が経営者としての自覚が必要であり、社会も認められることである。 —

社会はその仕事を必要としていること。

— 創業には、顧客がおり買ってもらうことが必要であり、社会に悪い影響を与えたり法律や道徳に抵触することは認められない。 —

Q3

創業時によく苦労することって何ですか。

A3

創業した先輩たちはどんな苦労してきたのかに関して、従来から開業から一年間で1割、3年間で3割が脱落して行くと云われるように、事業経営の継続は苦労の連続であると考えて下さい。

開業資金の準備

創業には資金が必要であり、その調達に多くの人が苦労しています。

創業時には、目にみえない、考えられないお金がかかるもので、綿密な資金計画

が必要です。

経営全般に必要な知識の蓄積

事業として、社会の一員ですから、基礎的知識があるものとして扱われます。知らなかったではすみません。十分な勉強が必要であり、場合には、弁護士、税理士、司法書士等の専門的なサービス機関の利用も考えて置く。

販売先や仕入先の確保

取引先は一般的か特定されたものか等、それぞれに違いがあり、開拓精神が必要である。

店舗や事務所、工場の確保

事業によっては立地の良否が影響します、更に行政の許認可の点もあります。

市場や業界に関する情報の収集・分析

これからの事業経営において、情報は重要な要素であり、どう取組んで行くかが今後の経営に影響します。

家族の理解を得る

創業にあたって、直接仕事を手伝ってくれるかどうかに関わりなく、家族の理解と応援なくして安心して働くことはできません。

従業員の確保

人件費は経費の中でも大きなウエイトを占めます。パート、正社員等の採用には労働基準法、社会保険の適用等あります。

Q4

ある事業を想定に、公的機関に相談に行くと、「創業計画」を作成してからとのことでしたが、それはどのようなものでしょうか。

A4

創業とは事業を起すことです。事業は永続的发展を期することで、これからの人生を左右する重要な岐路です。「はじめてみたものの、うまくいかなかった」では、また、「やってみなければわからない」と云うリスクを、いかに最小限に食い止めるかが重要で、自らを成功に導くためのシナリオ、それが『創業計画』なのです。

その内容は、各種ありますが、その1例として、次のような形で表わします。

1. 事業の概要

イ. 創業の動機及び事業の目的と背景

ロ. 経営理念、或は経営ビジョン

ハ. 経営方針、経営戦略、経営計画

ニ. 製・商品の魅力、及び市場性

ホ. 企業組織、部門、及び人員構成

2. 経営計画は

経営戦略→経営計画→利益計画→販売計画→生産計画→仕入・費用計画と云う流れに従って作成する。

3. 設備投資と資金調達計画

4. 開業実務

イ. 新規開業・創業の準備及び設立手続

ロ. 開業に必要な資金

ハ. 個人か会社か

ニ. 許認可の届け出

ホ. 税務関係の届出

ヘ. 労働保険、社会保険等の届け

ト. 経理処理の実務

帳簿関係の流れ

- 本誌編集に貴重なご意見，ご指導を頂いている編集委員の方々。

活性化情報編集委員

石川県商工労働部経営支援課

課長補佐 中 田 邦 夫

商工組合中央金庫金沢支店

次 長 大 野 高 広

ウイング北陸総合衣料商業協同組合

専務理事 村 田 純 一

協同組合石川中央鉄工センター

常務理事 松 尾 登

中央会情報No.84

発 行 / 平成13年 8 月31日

発行者 / 石川県中小企業団体中央会